

令和2年9月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

令和2年9月16日・18日

場 所 第3委員会室



令和2年9月16日(水曜日)

委員 渡辺 創

午前10時2分開会

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正  
予算(第9号)
- 議案第9号 地方警察職員の特殊勤務手当に  
関する条例の一部を改正する条  
例
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
  - ・家庭教育を支援するための施策の実績(令和  
元年度)について
  - ・県が出資している法人等の経営状況について  
一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター  
公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経  
営に関する調査
- その他報告事項
  - ・災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉  
鎖等について
  - ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点  
検及び評価の報告書について
  - ・国体正式競技と中学校の部活動について
  - ・宮崎県高等学校(中学校)特別スポーツ大会  
2020の実施状況について

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	高 橋 和 成
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	日 高 俊 治
生 活 安 全 部 長	時 任 和 博
刑 事 部 長	中 川 正 純
交 通 部 長	河 野 俊 一
警 備 部 長	小 野 博
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	福 栄 芳 政
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	河 野 晃 央
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	久 米 田 勇 二
総 務 課 長	河 野 博 之
少 年 課 長	日 高 貴
生 活 環 境 課 長	廣 田 匡 慶
交 通 規 制 課 長	垂 水 一 洋
運 転 免 許 課 長	河 野 禎 治

企業局

企 業 局 長	井 手 義 哉
副 局 長 (総 括)	横 山 浩 文
副 局 長 (技 術)	中 村 安 男
総 務 課 長	橋 本 文 人
経 営 企 画 室 長	宮 田 晃 尚
工 務 課 長	新 穂 浩 一
電 気 課 長	田 原 充 生
施 設 管 理 課 長	山 本 正 信

出席委員(7人)

委 員 長	岩 切 達 哉
副 委 員 長	内 田 理 佐
委 員	蓬 原 正 三
委 員	中 野 一 則
委 員	二 見 康 之
委 員	日 高 博 之

統合制御課長 楠見 博

します。

教育委員会

教 育 長 日 隈 俊 郎

副 教 育 長 黒 木 淳一郎

教 育 次 長  
(教育政策担当) 工 藤 康 成

教 育 次 長  
(教育振興担当) 黒 木 貴

教 育 政 策 課 長 川 北 正 文

財 務 福 利 課 長 四 位 久 光

育 英 資 金 室 長 山 崎 博 文

高 校 教 育 課 長 押 方 修

義 務 教 育 課 長 吉 田 英 明

特 別 支 援 教 育 課 長 松 田 律 子

教 職 員 課 長 東 宏 太 朗

生 涯 学 習 課 長 新 純 一 郎

ス ポ ー ツ 振 興 課 長 押 川 幸 廣

文 化 財 課 長 舩 木 郁 朗

人 権 同 和 教 育 課 長 島 寄 善 真 理

図 書 館 長 中 原 光 晴

美 術 館 副 館 長 安 部 博 己

総 合 博 物 館 長 黒 木 義 博

なお、お手元に条例案に対する意見案というものが配られていると思います。議案第9号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。これは、地方公務員法に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっておりまして、その回答でありますので、参考にお配りしておるところでございます。御確認いただきたいと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県警本部長の概要説明を求めます。

○阿部警察本部長 おはようございます。

説明に先立ちまして、新警務部長の紹介をさせていただきます。

7月28日付で着任いたしました高橋警務部長です。

○高橋警務部長 7月28日付で警務部長に着任いたしました高橋和成と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○阿部警察本部長 委員各位には平素から警察の運営に関しまして深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日御審議いただきます議案及び報告事項は、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての3件であります。それぞれ担当部長から説明させますので、よろしくお願

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 藤 村 正

政 策 調 査 課 副 主 幹 前 野 陽 子

○岩切委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いた

いたします。

私からは以上であります。

○高橋警務部長 それでは、お手元にあります令和2年9月定例県議会提出議案43ページ、議案第9号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明を申し上げます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料1、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（防疫等作業手当）という題名の資料も併せて御覧いただければと思います。

まず、本条例に規定しております特殊勤務手当について御説明を申し上げます。

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当であり、警察においては、刑事作業手当、交通捜査作業手当、警ら作業手当等の手当がございます。

この種の手当につきまして、地方公務員法第24条の規定により、本県では条例で定めているところであり、この条例に定める額につきましては、警察法第56条第2項の規定により、警察庁の職員の例を基準として定めることになっております。

次に、今回の条例の一部改正についてでございますが、本年1月、日本政府チャーター機により中国湖北省に在留する邦人及びその家族が帰国し、東京都府中市にあります警察大学校に一時収容した際に対応した警察庁職員に、特例として防疫等作業手当が支給されるよう人事院が措置したことが契機となっております。

これを受けまして、本県警察においても同様に、第一線の現場において様々な警察活動に従事している警察職員は、新型コロナウイルス感

染症患者または感染の疑いのある者と直接接触することや、感染のリスクが高い現場において業務に従事することを余儀なくされ、これらの感染症患者等に対応する業務は、警察職員自身の身体の危険性や精神的に労苦を伴う非常に困難な業務であることから、活動実績に応じた適切な処遇がなされるよう、特殊勤務手当の新設について知事部局の関係部署と協議を重ねた結果、今回の措置を講じることといたしました。

今回、県警では、資料1の1、制定理由にありますとおり、新型コロナウイルスに感染した被留置者に対する作業、被留置者に類似するものとして公安委員会が定める作業に従事した場合などにつきまして、活動実績に応じた適切な処遇がなされるよう条例を改正するものです。

具体的には、資料1の2、制定の概要にありますとおり、今回新設する作業手当は、警察署留置施設に収容した被留置者が新型コロナウイルス感染症患者であることが判明し、当該被留置者に対して各種作業を行った者、あるいは当該被留置者を移送または釈放した後において行う施設の防疫作業に従事した者、さらに被留置者に類似するものとして公安委員会が定める作業を行った者に対し、その作業に応じた額を支給するものでございます。

手当額につきましては、資料1の4、条例改正案の四角の囲みの部分でございますけれども、その中の附則第6項にありますとおり、感染被留置者等に接触して、またはこれらの者と長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては1日当たり4,000円、それ以外ですと3,000円の支給となります。290円につきましては、感染した被留置者を移送または釈放した後において、当該警察署留置施設の防疫作業に従事した者に対して支給します。

なお、本条例は警察職員への適用となりますが、軽症者など隔離する施設で対応する県の職員についても同様の措置がなされるものと承知をしております。

改正条例の施行予定日は公布の日から施行し、令和2年7月1日からの適用を予定しております。

○岩切委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案に関して質疑はございませんでしょうか。

○渡辺委員 議案の内容について特に疑問があるわけではないのですが、参考のために教えていただきたいのが、様々な特殊勤務手当があるのは先ほどの御説明で分かったのですが、防疫等作業手当は既存のもので、今度新型コロナウイルスが対象となったということなのか。もし既存のものであれば、ほかにもいろんな感染症があるかと思うのですが、同様に手当がついているものがあるのか、少し勉強させていただければと思います。

○高橋警務部長 今回の新型コロナウイルスに対する防疫等手当につきましては、警察職員の手当としては新設ということになります。今まで防疫等に警察が主体となり従事することはございませんでしたので、新設する形になります。

○渡辺委員 関連して教えていただきたいんですが、前回の議会でも留置施設に関する補正予算がついたところでありましたが、今、新型コロナウイルスでいわゆる無症状者、感染はしているけれども症状の出ている方々、健康状態に影響のない方々の確認が増えているわけですが、例えば何らかの理由で身柄の拘束を行って留置している段階で、追跡調査等で感染が分かった、しかし、症状がないというパターンの場合、勾留自体はどうなるのか。また、症状がないと

いうことで、二勾留で20日間、21日の間に措置しなくてはならないと思いますけれども、取調べ等は行われているのか。それとも、勾留が停止されるみたいな何か措置がなされることになるのか。そういったケースが宮崎県であり得るか、あっているかどうかは別の問題として、教えていただければと思うんですが。

○高橋警務部長 基本的にはコロナ感染で陽性が前提になりますけれども、勾留中の陽性ということであればこれは検察庁の身柄になりますので、検察庁と協議の上、恐らく、警察とすれば釈放を考えるか、あるいは勾留の執行一時停止というのがありますので、そういったことを考慮するというのを基本に考えております。

といいますのが、陽性の感染者は事実上取調べもできないので、基本的には釈放もしくは勾留の一時停止という形で、検察庁と協議しながら進めていくことになろうかと思えます。

○渡辺委員 分かりました。

○蓬原委員 一応確認ですが、これは新型コロナウイルス感染症だけを対象にしたものですか。

○高橋警務部長 この条例につきましては、委員御指摘のとおり、新型コロナウイルスへの対応となります。

○蓬原委員 国において、今は第2類ですけど、これを普通の感染症だということで、第5類に分類しようかと、普通のインフルエンザと同じことというような議論もされているようですが、第2類から第5類になった場合もこの条例で新型コロナウイルス感染症は特別な作業手当の対象となるのか。その法律ができた場合との兼ね合いはどうなるのか、念のために教えてください。

○高橋警務部長 今回の新型コロナウイルス感染症に伴う条例につきましては、いわゆる附則の部分に記載させていただいておりまして、恒

常的なものではございません。状況に応じて数年後に、取りあえず1年、2年ということではないですけれども、今委員が御指摘されたとおり、他の感染症と同様ということになれば、附則で時限的なものとなり、恒久的なものではないということになりますので、今後、外すということも検討する必要があると考えております。

○蓬原委員 分かりました。

○岩切委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。委員の質疑は説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて、御報告申し上げます。

令和2年9月定例県議会提出報告書の3ページをお開きいただければと思います。

今回御報告させていただく警察における損害賠償事案は、同報告書3ページの下2件の交通事故及び4ページにある4件の交通事故でございます。

それでは、3ページの下から2件目の事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、令和元年8月16日午後5時57分頃、宮崎市内の駐車場において、同乗者を乗せてミニパトを運転し駐車場から出発する際、方向転換の必要から、左方にある駐車場出入口の状況のみを確認しながら後方の安全確認が不十分のまま後退したために、無人駐車中の相手方車両右前部に自転車右後部を衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員の後方安全不確認によるものであります。

過失割合につきましては、相手方車両は駐車中でありましたので、相手方に過失はありません。

相手方のフロントバンパー、フォグランプの

交換等で12万8,673円の修理費が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車については、リアバンパーの交換等で9万8,668円の修理費が生じ、全額県費から支出をしております。

次に、3ページの最下段の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、高速道路交通警察隊の警察官が、令和元年11月24日午前10時30分頃、小林市内の九州縦貫自動車道宮崎線下りの追越し車線において、単独でパトカーを運転し、通報があった動物の徘徊現場に緊急走行で臨場中、降雨のため湿潤状態となった路面で自転車が左にスリップしたため、右にハンドルを切ったところ制御不能となり、滑走しながら中央分離帯のガードケーブルに自転車を衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員のハンドル・ブレーキ操作不適によるものであります。

過失割合につきましては、ガードケーブルの設置瑕疵はありませんので、相手方の過失はございません。

相手方のガードケーブルの交換等で26万6,425円の修理費が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

パトカーにつきましては、車体の損傷が激しく、車両の骨格であるフレームの修正が必要であり、仮に修理したとしても緊急自動車としての走行の安定性をメーカーが保証できないことから、修理せずに廃車をするという方向で考えております。

次に、4ページの1件目と2件目の事故についてですが、これは同じ1件の交通事故になります。

この事故では、相手方に人身損害と物件損害

が生じ、それぞれの損害の相手方が、運転者と車両所有者と異なっておりますので、別々に分けて報告をいたします。

この事故につきましては、日南警察署の警察官が、令和元年12月12日午前7時46分頃、日南市内の交差点において、単独で捜査用車両を運転し、一時停止をして直進する際、前方の太陽の逆光に視界を奪われ、左右の安全確認不十分のまま交差点に進入したため右方から直進してきた相手方車両に気づくのが遅れ、相手方車両左前部に自車を衝突させたものでございます。

事故の原因については、当該職員の右方安全不確認であります。

過失割合につきましては、県側に右方安全不確認、相手方に動静不注視の過失があるため、県側が80%、相手方が20%の割合となっております。

相手方運転手には頸椎捻挫のけががありましたので7万5,208円の通院・治療費が生じ、県警の自賠責保険から全額を支出しております。

また、相手方車両には、フロントバンパー、ヘッドランプ等の交換で35万9,200円の修理費が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車については、フロントフェンダー、ドアパネル、サイドミラーの交換等で26万799円の修理費が生じ、全額県費から支出しております。

次に、4ページの3件目の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、警務部警務課の事務職員が、令和2年1月21日午前10時50分頃、宮崎市内の交差点において、同乗者を乗せて普通貨物自動車を運転し、幅員の狭い道路から片側1車線の道路に左折する際、対向車線の通行

車両に気を取られ、ハンドルを早く切り過ぎたため、左方に設置されたガードレールに自車を接触させたものでございます。

事故の原因については、当該職員のハンドル操作不適、左方安全不確認であります。

過失割合につきましては、ガードレールの設置瑕疵はありませんので、相手方に過失はありません。

相手方のガードレールの交換等で16万5,000円の修理費が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車については、サイドガード、パワーゲートカバーの交換等で16万5,000円の修理費が生じ、全額県費から支出しております。

次に、4ページの4件目の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、日向警察署の警察官が令和2年4月19日午後0時5分頃日向市内の駐車場において、単独で捜査用車両を運転し盗難現場に臨場して駐車をする際、雑草に隠れた水道メーターボックスに気づかず、自車車底部を当該ボックスに接触させ、給水管を破損させたものでございます。

事故の原因については、当該職員の前方安全不確認でございます。

過失割合につきましては、水道メーターボックスの設置瑕疵はありませんので、相手方の過失はございません。

相手方の給水管の交換等で16万4,285円の修理費が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車については、修理等が必要な損傷はございませんでした。

以上が今回御報告する損害賠償事案になります。



県警では公用車を運転する全職員が様々な警察活動で求められる運転技能や知識を十分発揮できるように、公用車運転適格審査制度を設けるなど諸対策を講じております。

しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事案が継続して発生している現状がございます。

交通指導取締りを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものであります。県警としては、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいりたいと存じます。

以上で損害賠償を定めたことについての御報告を終了いたします。

○中川刑事部長 続きまして、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元の令和2年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の151ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの令和元年度の事業報告書について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。令和元年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着化を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてであります。公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には収益事業はなく、全てが公益事業であり、

令和元年度におきましては、151ページから154ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名、(1)暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)につきましては、①相談・助言事業として、常勤相談委員による相談受理、②少年保護活動事業として、青少年を暴力団から守るための広報啓発活動、③暴力団離脱更生促進事業として、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催を通じた更生援助活動や社会復帰援助活動、④被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟支援貸付制度の周知活動等をそれぞれ実施しました。

次に、事業名、(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)につきましては、152ページから154ページに記載のとおり、①広報啓発事業として、宮崎県、宮崎県防犯協会連合会と共同しての「安全で安心なまちづく県民のつどい」の開催や「暴力団の現状と対策」等のパンフレットの作成配布活動、タウン誌への暴排広報記事の掲載、②民間暴力団排除団体等への支援事業として、反社会的勢力からの機関誌購読要求に対する事業所の購読拒否運動や暴力団対策研修会、地域住民による暴力追放活動への支援の実施、③少年指導委員に対する研修事業として、防犯協会との共催による宮崎県少年警察ボランティア連絡協議会の開催、④不当要求情報管理機関への支援事業として、銀行や証券会社との会議への出席、⑤調査・研究活動事業として、宮崎県民暴研究会の開催や暴力追放センター主催の各種研修会への参加、⑥不当要求防止責任者講習等事業として、県内13地区における講習会の実施に取り組みました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、令和

2年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により説明いたします。

報告書の207ページをお開きください。

まず、概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の名称で平成4年4月1日に設立され、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われた後、平成20年からの公益法人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターとなったものであります。

総出資額4億9,500万円は現在の財団の基本財産であり、このうち県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村からの出資金となっております。総出資額に対する県の出資比率は79.8%であります。

なお、代表理事・理事長は本年6月に平野亘也氏が退任し、新たに杉田浩二氏が就任しております。杉田氏は、宮崎銀行頭取で宮崎県銀行協会会長であります。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について説明します。

センターの役員は理事10人と監事3人の合計13人であり、県職員の役員就任はありません。

県退職者としては、常勤理事の1名と非常勤理事の2名、計3名が就任しております。

次に、県の財政支出等について御説明します。

令和元年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料、1,067万9,000円のみであり、その他の補助金や交付金、負担金等はありません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、さきに述べました公益事業2の中の一つである⑥不当要求防止責任者講習等事業の事業費用で

す。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業の内容は、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会等を行っております。令和元年度の実施結果は、各警察署管轄の13地区において、総数、講習回数30回、受講者1,032名でありました。

次に、実施事業であります。これはさきに述べましたとおり、公益事業の1として4事業、公益事業の2として6事業の合計10事業を実施しております。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業ですが、その中でも特に相談・助言事業や不当要求防止責任者講習等事業、それに広報啓発事業に重きを置いて活動しています。

そこで、これらの事業活動の認知度・センターの利用状況を知るための指標として、暴力相談受理件数など3つを活動指標に掲げております。

①の暴力相談受理件数の中で最も多いのは、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会が330件でありまして、全体の87%を占めております。それ以外については、暴力団等反社会的勢力とのトラブル相談が18件、不当購読要求に対する相談が4件、クレームの対応相談が4件、暴力団等反社会的勢力に対する対応要領の相談が3件になります。

②の研修会参加者数につきましては、委託事業であります県内13地区における不当要求防止責任者講習会をはじめ、事業所等に対する暴力

団対策研修会、行政対象の暴力団対策研修会等の講習会や研修会の参加者数となります。

最後の③ホームページアクセス件数につきましては、県民の皆様の暴力追放センターの認知度を表す指標として掲げているものであり、アクセス件数が多いほど暴追センターの認知度が高いと考えております。各指数の達成度は、①の暴力相談受理件数126.3%、②の研修会参加者数103.7%、③のホームページへのアクセス数92.5%でありました。

次に、財務状況についてであります。

208ページをお開きください。

財務状況の数字は千円単位で表示しており、千円未満は四捨五入しております。

経常収益、経常費用等の詳細につきましては、令和元年度事業報告書の155ページの、3貸借対照表、156ページから157ページの4正味財産増減計算書、158ページの5財産目録を後ほど御参照願います。

まず、財務状況のうち、左側の正味財産増減計算書の令和元年度の欄を御覧ください。

この正味財産といいますのは、資産から負債を差し引いた純資産のことを言います。その中で、令和元年度の収入に当たる経常収益は2,539万4,000円、支出に当たる経常費用は2,545万1,000円で、CM回数等を増やすなどの宣伝広告費が若干増加したことにより、当期経常増減額はマイナス5万6,000円となっております。

なお、経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、令和元年度の当期一般正味財産増減額は5万6,000円の減額となっております。

令和元年度の一般正味財産期首残高は816万6,000円でありましたので、令和元年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残

高から当期一般正味財産増減額の5万6,000円を差し引いた811万円となり、その内訳は、次期繰越金——これは普通預金ですが——711万円と、貸付原資資産100万円であります。

次に、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産などの使途に制約が課せられた寄附金を含んだ指定正味財産増減の部について説明します。

令和元年度は、指定正味財産期首残高が5億100万円、指定正味財産期末残高が5億200万円であり、100万円の増額となっております。

増額の100万円は、平成25年度に設立した暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の令和元年度分の積立金でありまして、その財源は一般財団法人宮崎県警察職員互助会からの寄附金であります。

指定正味財産5億200万円の内訳は、基本財産4億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産700万円となります。

基本財産の4億9,500万円につきましては、国債、決済用普通預金口座で運用しております。

また、暴力団事務所使用差止請求とは、平成24年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県の暴力追放センターが暴力団組事務所付近の住民からの委託を受けて、センター自らが原告となり、暴力団事務所使用差止めの民事訴訟を起こすことができるものであります。

宮崎県暴力追放センターでは、平成25年10月24日付でこの適格都道府県センターの認定を受けましたことから、民事訴訟を行う経理的基盤として、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産を設けたものであります。

次の正味財産期末残高の5億1,011万円は、一般正味財産期末残高811万円と指定正味財産期末残高5億200万円の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の令和元年度の欄を御覧ください。

資産は5億2,186万6,000円で、内訳は、流動資産が855万円、固定資産が5億1,331万6,000円です。

次に、負債は合計1,175万6,000円で、その内訳は、流動負債が144万円、固定負債が1,031万6,000円となっております。これらの詳細な金額につきましては、令和元年度事業報告書の155ページに添付されました3貸借対照表のとおりです。

次の正味財産5億1,011万円は、資産合計の5億2,186万6,000円から負債合計の1,175万6,000円を差し引いた額です。

次に、財務指標についてです。

①の自己収入比率の実績値46.6%は、算式の欄に記載のとおり、基本財産運用収入の437万円に特定資産運用収入2,000円と自己収入748万3,000円を加えた合計1,185万5,000円を経常費用でもあります当期支出合計額の2,545万1,000円で割り、比率を算出したものであります。

令和元年度の目標値60%に対して、実績値は46.6%でしたので、達成度は77.7%でありました。

今後、厳しい財政状況ではありますが、自己収入比率向上に向け、賛助会費、寄附金の拡大等を推進し、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の管理比率の実績値20.7%につきましても、算式に基づき、管理費527万9,000円を当期支出合計額の2,545万1,000円で割り、比率を算出したものであります。

令和元年度の目標値30%に対して実績値は20.7%で、目標値よりも費用であります管理費を低く抑えたことにより、達成度は131%であ

りました。

今後とも、管理費の節減に努めてまいります。最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、事業活動面については、ホームページアクセス数が目標値に及ばなかったものの、継続的な広報啓発活動の効果によりセンターの認知度が増し、その結果が暴力団相談件数の増加に表れたものと思われるとしております。

一方、財政面につきましては、近年、国債、地方債等の超低金利が続いているため、財政基盤の安定確保が困難な状況下ではあるが、今後も基本財産の効果的運用を図り賛助会員を増やすなど、一層の自助努力が必要であるとしております。

また、活動内容及び組織運営についてはAで良好、財務内容についてはBでほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、令和2年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の159ページから160ページをお開きください。

1の事業概要についてです。

本年度にいても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の、合わせて10の事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益予算書についてです。

次の161ページをお開きください。

まず、大項目Ⅰの一般正味財産増減の部から説明します。

(1)の経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、受取寄附金、雑収益で構成され、合計2,403万2,015円の経常収益となっており、前年度比で20万139円の増額となっています。増額を見込みましたのは、責任者講習受託事業収益であり、これは消費税率引上げに伴う増額であります。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費2,498万1,000円、次の162ページに移りまして、管理費616万1,000円の合計3,114万2,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額はマイナス710万9,985円となり、令和2年度の一般正味財産期首残高810万9,985円からこの当期経常増減額を差し引いた100万円が令和2年度の一般正味財産期末残高となります。

この100万円は、一般正味財産で保有している貸付原資資産100万円であります。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減額の部について説明します。

令和2年度の基本財産運用益436万9,000円は、一般正味財産に振り替えますので、基本財産の増額はなく\*4億9,500円のままとなります。

指定正味財産期末残高は、基本財産4億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産700万円の合計額である5億200万円です。

そこで、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円に指定正味財産5億200万円を加えました5億300万円となります。

なお、令和2年度の事業計画は令和2年3月5日開催の理事会で、また令和元年度の事業実績については令和2年5月26日開催の理事会及び同年6月10日開催の評議員会において、それ

ぞれ承認されております。

全国の暴力団情勢は、六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が激化し、本年1月に両団体が特定抗争指定団体に指定されるなど予断を許さない状況であります。

暴力追放センターの役割は、今後ますます重要となりますので、これからも予算の効率的な運用と経費等の節減にお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を官民一体となって積極的に実施していく所存であります。

今後とも、委員長はじめ委員の皆様の宮崎県暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について、質疑はございませんか。

○日高委員 最後の説明にあった神戸山口組と六代目山口組については、その他で中身について伺う必要があると思っております。

説明の中で、民間暴力団排除支援団体というのがありますよね。今年の1月に山口組が特定抗争指定団体に指定されたということですが、この辺に民間団体が割って入るのは非常に危険な部分もあると思います。

どういった活動をしているのか、分かる範囲で教えてもらいたいと思います。

○中川刑事部長 これは、そもそも兵庫県を中心にやっているわけですがけれども、暴力団の神戸山口組と六代目山口組が指定されているわけです。

主な民間の活動としては、1つは、最近ではみかじめ料と縁切り同盟というのを延岡地区でやっております。これは、飲食店等々を中心に、

※15ページに訂正発言あり

そういった組合の方々が暴力団に対してみかじめ料を出さない、要するに付き合いをしない、交際をしないというような運動をしており、その前には、宮崎市においてもニシタチの飲食店街を中心に、同じようなみかじめ料と縁切り同盟の活動を始めておられます。そういったことに対して、暴力追放センターでもその支援、バックアップをしているところでもあります。

そのほか、一部申し上げましたけれども機関誌の不当購読要求、一般には「ゴロ新聞」などと言われるケースもありますが、こういったものの送りつけを拒否するというのを弁護士にまとめていただいて、昨年度は県内411事業所から購読拒否通知書を一斉に送付するというのもやっています。

**○日高委員** どちらかという暴力団による不当な要求の啓発に近い知能犯対策みたいな活動で、この民間暴力団排除支援団体が特に暴力というか、銃刀法違反を——そこでなくても、警察がいますからね。

でも、そういった場面に遭遇する場合もなきにしもあらずといった部分があります。今まで私たちは見過ごしてきたんですけど、昨日14日の暴力団の抗争を見たら、当然命に関わる問題で、何か県民にも怖さが出てきて腰が引き気味になるのではないかと、この民間暴力団排除支援団体の活動も消極的になってくるというか腰が引けちゃうんじゃないかという気がするんですけど、その辺についてセンターとしてのお考えはどうなんでしょうか。

**○中川刑事部長** 基本的にはそういった方々が先陣を切ってどうこうというより、まずは暴力追放センターに相談していただきたい。暴力追放センターに相談すると、必然的に警察にも連絡があり、同じような形で相談に行きます。で

すから、一緒になって、どういう対応をしていくのが一番いいのかということ協議しながらやっていきまして、基本的には警察が前面に出ていくというスタンスで対応させていただいております。

**○日高委員** また後で、中身についてはその他で聞きます。

**○渡辺委員** 暴力追放センターの関係ですが、賛助会員数が長期的に見ると減少傾向にあったと記憶していたんですけども、今回の報告書の中でそこが増えるような努力もしているかというのと、ピーク時から比べて、今どのぐらいの数になっているのか。予算上は、収入面で520万円ぐらいが会費で計上されていると思います。収入面もあるかと思うんですが、賛助していただく企業等が増えるというのは、本来の目的も広く理解してもらえることにもつながるかと思うので、その辺を教えていただければと思います。

**○中川刑事部長** この賛助会制度は、平成13年6月から導入させていただいております。法人会員は1口1万円、個人が1口5,000円という形です。

加入状況でありますけれども、\*令和元年度3月31日現在で、法人会員が323事業所、個人会員が18名、計341人の会員数でございまして、その前の年が325人でしたので、いずれにしても増加している状況であります。

**○渡辺委員** 分かりました。暴力追放センターの目的にも関わるような、県内における組織的な暴力団とカウントされる団体であるとか、またはその構成員——準構成員までカウントするのか分かりませんが——いわゆる対象者は、全

※次ページに訂正発言あり

体的に県内で今どういう状況になっていると理解したらいいですか。

○中川刑事部長 県内には、指定暴力団であります六代目山口組系の暴力団、それともう一つ、神戸山口組系の暴力団の両方が存在します。団体数でいきますと、現在、宮崎県には14団体あります。

構成員数でいきますと、いわゆる組員と言われる人間が約50人、準構成員と言われていた暴力団員と行動を共にしたり、密接な交際をしたりとか資金を援助したりとか、そういう交際関係にある人物が約80人、計約130人を警察としては見ているところであります。

○渡辺委員 分かりました。

○中川刑事部長 渡辺委員の御質疑に対して訂正させていただきます。

先ほど、賛助会員数の加入状況につきまして、令和元年3月と申しましたけれど、正しくは令和2年3月現在の数字であります。訂正させていただきます。

○岩切委員長 報告事項に関して一点だけ確認をさせていただきます。

161ページの一冊下に、離脱雇用給付金という項目がありますが、これについて説明をいただきたいと思っております。

○中川刑事部長 これは、社会復帰支援です。暴力団組織を離脱して、一般の企業に入る。要するに暴力団を完全に抜けて、一社会人として仕事に就くということに対して支援を行う予算として組んでいるものであります。

○岩切委員長 決算のほうで特に報告がなかったのは、支給がなかったということよろしいですか。

○中川刑事部長 委員長がおっしゃるとおりで、支給はありませんでした。

○岩切委員長 分かりました。

それでは、報告事項に関する質疑が特になければ、その他で何かありませんか。

○日高委員 これは聞いておかななくてはいけないので。

14日午後起こった暴力団組長の殺人未遂事件について、報道機関からしか我々には情報が入りません。内容については、定かかどうかわかりませんが、切りつけた人が自首してきたと。しかし、もう一人、紺色の作業服を着た人物の目撃情報があり、今それを追跡中である。ということは、今現在、この辺を逃げているんですね。この辺というかどこにいるのかわからないんですけど、捜査情報は出せないと思いますが、この報道が確かなのかをお聞きしたいと思います。

○中川刑事部長 現在捜査中の事案でありますので、基本的にはお答えを差し控えてさせていただきます。といいますのが、不確定な情報で、私どもがお話しするわけにはまいりません。それは、鋭意捜査中です。

○日高委員 多分、そうだと思うんです。しかし、新聞も含めて報道機関が不確定な情報をこぞって流すのは問題です。橘通西1丁目といったらすぐそこなんです。逃走中であれば、その辺を通過して来る小学生とか子供もいます。ニシタチ方面にしても、ああ、やばいな、こういう人たちにもし自分が狙われて、例えば流れ弾に当たったらとか、そういう恐怖感もあるんです。

だから、何でそういう情報が流れるんだろうかと不思議に思うところがあるものですから、その辺は、まだ警察は発表していないですよ。そこが不思議なので、その辺について教えてください。

○阿部警察本部長 警察では、防犯メールを出して必要な情報を提供しているところでありまして、その中で、現場にもう一名の男がいたという情報もあることから捜査をしていますということでもあります。従いまして、報道機関に対しましても、現場にもう一名の男がいたという情報もあることから捜査をしていますという形では情報提供をしています。

そのことについて、各報道機関がどのように報じるのかというのは私どもの関与する部分ではありませんが、そういう情報があるということ自体は、警察としても報道機関に対して提供しているところでもあります。

○日高委員 提供されているということですね。

○中川刑事部長 警察としましては市民の皆様が安全が第一であります。委員がおっしゃったとおり、一般市民の方も非常に不安や恐怖心を持っておられるということでもありますので、警察としては、報道の情報等も踏まえて、委員のおっしゃったような可能性も考慮して、小学校、中学校の学校の登下校時間帯、子供が通りを歩く時間帯の警戒、暴力団抗争の可能性もあることを視野に入れて、関係する事務所等に対する警戒、要はこれ以上広げさせないという立場で、そういう警戒活動ももう既に始めております。

○日高委員 暴力団同士の抗争、これが本当に今、現実に宮崎市で起こっているわけです。先ほど刑事部長が言いましたが、これ以上悪化させないということと、市民に被害が及ばないようにしっかり安全を守っていく。それと、さっき言ったように、小学校、中学校にしっかり伝えて、登下校も含めて注意喚起を促すとか、阿部本部長を中心にひとつここでしっかり流れを一回切って、これ以上は抗争が起こらないように頑張ってもらいたいと思います。

○渡辺委員 今回の案件について一点だけ確認なんです。治安当局として現状を見たときに、今回の出来事は偶発的な出来事として起きているものだと考えるべきなのか、それとも暴力団をめぐる環境が何らかの理由で過熱して行って、警戒が必要だという状況認識なのか。市民生活を送る上で、そこをどう捉えたらいいかということだけ、一言いただければと思います。

○中川刑事部長 先ほど申しましたとおり、事件そのものにつきましては捜査を始めて、逮捕しました被疑者等々からその背景や事情等々を調べている段階ですので、今の段階では断定したことを申し上げることはできません。

ただ、宮崎市内を中心に、これまで何もなかったのかといいますと、やはり昨年度も4件、今年に入ってから1件、大きな事案にはなっていませんけれども、暴力団組織の、違う組の事案が発生しているのも事実でありますので、警察としては、引き続き市民の皆さんにも注意していただくとともに、取締り等を徹底して、そういう事案の防止に努めていく所存でございます。

○阿部警察本部長 ただいまの刑事部長に追加して、日高委員や渡辺委員からも御指摘ございましたが、県民の声を聴くというのは警察の基本であります。本県の現在の事態に対しては、捜査を尽くすのはもとより、捜査に併せて、安全を確保するための必要な警戒を行っているところでもありますし、今後もしていく所存であります。

その際には、当然、学校当局ですとか地域社会ですとか、そういった関係団体等と必要な連携を図りながらやっていくというのがとても大切であると考えております。引き続き、そういった措置を講じていきたいと考えております。



○中川刑事部長 先ほど、暴力追放センターの経営状況について御説明した中で、一部訂正がございます。

令和2年度事業計画の説明の中で、大項目Ⅱの指定正味財産増減額の部について説明を申し上げました中で、令和2年度の基本財産運用益436万9,000円は一般正味財産に振り替えますので、基本財産の増額はなく4億9,500円と申し上げましたが、正しくは4億9,500万円でございます。おわびして訂正いたします。

○岩切委員長 分かりました。ほかに質疑がございませんので、以上で警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時12分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に御提出いただきました報告事項等について、その概要を企業局長に求めたいと思います。

○井手企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

最初に、一同、お礼申し上げたいと思います。

7月15日の常任委員会現地調査におきましては、岩切委員長をはじめ、委員の皆様方に、岩瀬川発電所を御視察いただき誠にありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料をお開きいただきまして、表紙裏の目次を御覧いただきたいと存じます。

企業局としましては、今回、議案はございませんが、提出報告書が1件、その他報告事項が

1件の計2件ございます。

まず、Ⅰの提出報告書関係であります。県が出資している法人等の経営状況についてでございます。これは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定によりまして、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況等について御報告するものでございます。

次に、Ⅱのその他報告事項でございますが、災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖等について御報告させていただきます。詳細につきましては、経営企画室長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○岩切委員長 次に報告事項に関する詳細な説明をいただきたいと思っております。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○宮田経営企画室長 県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。

常任委員会資料の1ページを御覧ください。

1にあります企業局が出資を行っていた法人等の名称は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターであります。

2の沿革であります。当法人は、企業局が地域振興事業として整備した一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営を行うことを目的として、企業局と新富町が出資して平成元年11月に設立されました。平成2年11月から同施設の運営業務の受託者として管理運営を開始しております。平成18年度から指定管理者制度を導入することとし、同施設の第1期指定管理者に選定され、指定管理者として施設の管理運営を開始し、その後、第2期・第3期も指定管理者に選定され、施設の管理運営を行ってきました。その間、平成24年4月には、法人改

革により一般財団法人へ移行しております。令和元年3月に同施設の指定管理者としての管理運営を終了し、同年6月1日付で解散、令和2年2月20日付で清算結了したところでございます。

3の組織ですが、解散時点での役員は、理事長を含む5名でありました。また、令和元年度には職員はおりません。なお、当該法人の職員のうち継続雇用を希望した7名につきましては、全員、新しい指定管理者である株式会社モリタゴルフに継続雇用されております。

次に、4の県からの出資額は210万円でございます。

続いて、5の事業であります。令和元年度の事業実績はございません。

続きまして、令和元年度の事業報告であります。

9月定例県議会提出報告書の145ページをお開きください。

令和元年度における1の事業概要と、2の事業実績につきましては、繰り返しになりますが、解散手続等に係る法人の解散及び清算業務を行ったところでございます。

次の146ページから149ページまで財務諸表を掲載しておりますが、この後説明いたします経営評価報告書の内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

205ページをお開きください。

出資法人等の経営評価報告書であります。概要及び県関与の状況等につきましては、重複いたしますので、説明は省略させていただきますが、一番下の活動指標につきましても、今回は解散及び清算に向けた手続のみということでございましたので、指標の設定はしておりません。

続きまして、206ページをお開きください。

財務状況であります。令和元年度の金額は、解散時点の6月1日までの実績でございます。

左側の正味財産増減計算書ですが、令和元年度の欄を御覧ください。経常収益は182万円余、その下の経常費用が14万円余でありまして、当期の経常増減額は167万円余となっております。

右側の貸借対照表ですが、令和元年度の欄を御覧ください。

資産は209万円余、負債は105万円余であり、正味財産は104万円余でございました。なお、この104万円余につきましては、解散後、平成30年度に未払であった修繕費等のほか、税理士・司法書士等への報酬など、清算に要する費用として全額を使用しており、令和2年2月の清算結了時点では、残額は0円となっております。

一番下の総合評価欄の県の評価でございますが、当該法人は解散後、適切に清算手続を行い、令和2年2月に清算結了しておりますので、その旨を記載しております。

提出報告書についての説明は以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 1点だけ、念のためなんですが、205ページのこの資料は、対象期間が令和元年6月1日までとなっておりますので、令和元年のその日以降の清算の令和2年2月までの分については、改めて来年度報告があるという理解でよろしいんですか。

○宮田経営企画室長 法及び条例で規定された報告については、今回の報告までとなっております。結了そのものについての報告については、今回の報告の中で併せてお話をさせていただきます。

○岩切委員長 今、令和元年度の正味財産残

高104万余りは、それ以降に消費してしまいましたというお話だったんですが、口頭での御説明はそのとおりだとは当然思うんですけども、そのことは別途、報告されないという理解ですね。

○宮田経営企画室長 はい、そういうことでございます。

○岩切委員長 分かりました。

ほかに御質疑なければ、その他報告事項に対する説明を求めたいと思います。質疑は説明後に行いたいと思います。

○宮田経営企画室長 それでは、常任委員会資料の2ページをお開きください。

災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖等について御説明いたします。

1のコースの冠水による一時閉鎖についてであります。

(1)の概要であります。令和2年7月豪雨及び台風10号による一ツ瀬川の水位上昇により、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコースが全面冠水したことから、施設の一時閉鎖を2回行ったものであります。

(2)の一時閉鎖の状況であります。①の7月豪雨による冠水については、7月4日に冠水し14日までの11日間閉鎖となりました。7月5日より復旧作業を開始し、コース内の流木・汚泥の除去、流出したバンカーの砂入れ等を行いました。下にそのときの写真を掲載しております。左側が7月4日のコース冠水状況で、右側が汚泥の除去作業の様子であります。比較的被害の小さかったアウトコースの復旧作業を優先して行い、7月15日よりアウトコースの9ホールで営業を再開し、7月19日より全面営業の再開となりました。

②の台風10号による冠水については、9月7

日に冠水し、翌日8日までの2日間の閉鎖となりました。9月7日より復旧作業として、コース内の枝木等の除去を行い、9月9日より営業を再開したところであります。

(3)のコース冠水への対応であります。コースの冠水が予想される場合には、被害を最小限に抑えるため、事前の対策を講じるとともに、冠水後は早期に営業が再開できるよう指定管理者と連携して復旧作業に取り組んでおります。主な取組内容としましては、冠水の恐れがある場合は、移設可能な設備や仮設トイレ等を事前にサービスセンターまで搬出し、冠水時には復旧作業のための機材、人員体制の速やかな確保を図るとともに、被害状況に応じて集中的な復旧作業を行い、少しでも早期に営業再開を図ることとしております。

3ページを御覧ください。

2の新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業等についてであります。

(1)の概要であります。本施設が所在する西都市・児湯郡圏域が7月25日に新型コロナウイルスの感染状況が厳しい圏域に指定されたことから、一ツ瀬川県民ゴルフ場の臨時休業や利用制限を行ったものであります。

(2)の臨時休業及び利用制限の期間であります。①にありますとおり、7月27日から8月2日までの7日間臨時休業いたしました。その後、8月3日から16日までの14日間は、利用制限をしながら営業を行いました。具体的な利用制限の内容は、レストランの営業を休止するほか、クラブハウスの利用を原則、受付とトイレに限定し、感染流行地域からの県外客の利用をお断りするなど、感染拡大を防止するための対策として、施設の利用を制限した上で営業を再開したものであります。

(3)の感染拡大防止策の実施であります、現在、本施設では、全国組織のゴルフ場業界団体が定めたガイドラインに準拠した一ツ瀬川県民ゴルフ場における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた取組方針を作成し、感染拡大の防止を図りながら運営を行っております。

その主な内容としましては、利用者全員に対しまして、受付時に検温を実施するとともに、受付窓口では飛沫感染防止として透明のビニールカーテンを設置するほか、ソーシャルディスタンスの確保に必要な距離を床面に明示しております。また、レストランではテーブルの数を減らして間隔を開け、利用者同士が対面に座らないよう座席を配置するほか、定期的に窓を開放し換気に努めております。下の写真ですが、左側が受付窓口の状況、右側がレストランの状況になります。

以上、説明しましたとおり、災害等により施設の一時閉鎖等を余儀なくされたところでありまして、営業的には大きなダメージを受けたところでもあります。

しかしながら、現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取りながら、営業を再開しているところでありまして、本会議において、渡辺委員の質問に企業局長が答弁いたしましたとおり、新たな指定管理者の下で、コースの改善や新規利用者の開拓等に取り組んできた結果、第一四半期の利用者数は、目標値をほぼ達成している状況でありましたことから、企業局といたしましては、指定管理者との連携を密にしながら、さらなる利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切委員長 説明が終了しました。質疑はございませんか。

○渡辺委員 新型コロナは特別な出来事だと思

いますが、近年、冠水によるクローズが毎年のように起きていると思います。直近5年間でそれぞれ毎年何日間ぐらいつ冠水によるクローズがあるのか、分かっていたら教えていただけますでしょうか。

○宮田経営企画室長 直近5年間ということで、平成27年度以降について御説明いたします。

平成27年度の冠水によるクローズは1日でした。それから平成28年度が5日、平成29年度は冠水によるクローズはありませんでした。平成30年度が2回クローズがありまして、それぞれ9日と8日となっております。令和元年度につきましては冠水によるクローズはありませんでした。

○蓬原委員 コロナについては、こういうことをやっていただいて非常に結構なことだと思うんですが、今年は非常に暑かったですよね。過去にもかなり救急車が来たりとか、どちらかというと木陰が少ないコースだということで、今年の夏は、例えば熱中症で途中リタイアするとか何かそういう状況はなかったのでしょうか。

○宮田経営企画室長 御指摘のとおり、木陰で休憩するようなところも少なく、利用するには日射対策が厳しいところではあるんですけども、今年度、熱中症で救急車を呼んだというような報告は受けておりません。

○蓬原委員 比較的高齢の方がよく利用されるコースだと認識しています。私もゴルフはしますが、基本、夏場は危険なので、早朝あるいは薄暮を除いて、あまり行かないようにしています。

一つのコースのイメージとして、そういう熱中症対策も一緒にやっていますよ、途中で水か何かを買うことができるとか、そういうイメージづくりも必要かなと考えていて、例えば、高

原といった高いところにあるゴルフ場は比較的涼しいので、そちらに気が向きますけれども、平地の温度が上がりそうなところでは、なかなか気持ちとして、お誘いを受けたときに気が向かないことがあるので、夏場の誘客を考えると、その辺りの配慮も今後は必要かなと思いましたので申し上げたところでした。受けていただくと有り難いと思います。

○宮田経営企画室長 おっしゃるとおり、夏場は暑くて大変だというようなイメージが定着すると、マイナスになりますので、御意見を御参考にして取り組んでまいりたいと思います。

○蓬原委員 朝は一番早くて何時からプレーできるんですか。

○宮田経営企画室長 朝は7時ぐらいからプレーしていただけるようになっております。

○蓬原委員 例えば、夏場は一番日が長いわけですよね。昼間はとても暑くて熱中症が怖いわけですから、もう少し早く6時頃からとか、ぐっと遅くまでできるようにするとか、何か工夫をしてやる。意外と超早朝プレーとかやってみると面白いんじゃないかと思っているんですけども、自分自身でそういうのって、何かマインドがあるとかそういう気がするものですか、早いうちに行って早く終わって10時か11時に帰るとか、あるいは夕方4時頃からプレーして日が沈むぐらいまでボールが見えますので——あそこは余りボールがなくならないところですから——と思っていますけど、いろいろと工夫をしていただくといいと思うんですけどね。

○宮田経営企画室長 先ほど7時と申し上げましたところですが、6時半からプレー可能ということでございました。訂正いたします。

○渡辺委員 先ほど冠水の日を伺ったところでしたが、平成30年度と令和元年度の決算が

赤字だったり赤字の見込みということでした。

元年度のコロナはちょっと別のものとして、今の数字を聞くと、例えば平成30年度は9日プラス8日で2回あったわけですが、今年も11日プラス2日ということですが、これぐらいの規模の冠水の被害が出ない限り、経営状態として何とか均衡以上——受けていただいているところには本来は利益が出るべきだと思っておりますけれども——そういう状態で行けるというのが基本的な見通しであると考えていいですか。

○宮田経営企画室長 現状はそのような予算組みをして運営をしているところでございます。

○渡辺委員 分かりました。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、その他で何かありませんか。

○日高委員 電源立地地域対策交付金について、ちょっと詳しく私から説明しますが、水力発電施設が所在する市町村に対して、発電開始16年後から最大40年間、発電量に応じて交付されるのが、この電源立地地域対策交付金というものです。

今、県内では16市町村37施設が対象となっております。このうち27施設が令和2年度末に交付期限の40年を迎える状況になっており、もし、交付期限の見直しがなければ、9市町村で交付金がなくなって、市町村財政に大きく影響を与える結果となります。

ちなみに、企業局が管理する綾第一、第二発電所もこれにかかってくるかなと思っておりますし、県で管理する渡川発電所も多分そういう形でかかってくると思いますが、これに対する企業局の見方、影響についてお答えいただければと思います。

○井手企業局長 電源立地地域対策交付金につ

きましては、それぞれの市町村また県としてもすけれども、地域振興のための国から交付金ということで非常に重宝している交付金でございます。

委員のおっしゃるとおり、そろそろ交付期限が切れることについては認知をしております。

もともとこの交付金は、エネルギー対策の基金ということで、基本は総合政策部が所管する交付金となるんですけれども、企業局としても発電所を持っている以上はそこはきちんと見ていかなければならないと、局長としても認識をしています。

実際に、今後、綾第二発電所では設備の入替えをしますし、渡川発電所に関しては、今更新をしております。こういうことも含めまして、交付金がさらに続くように国や関係機関とも協議をしてみたいと考えております。

**○日高委員** 10年前に遡りますけれども、そのときに国に対して県議会からも恒久化に対する意見書を出しております。そういったこともあって、交付期限が平成22年度の30年間で終わるところが10年延長して40年間になったということもあります。

そういった中で、既に町村会は、国に対して7月に要望書を提出しております。県も8月に経済産業省、資源エネルギー庁に要望を行っております。山あいの条件不利地域が多いものですから、これが消えると市町村の財政が厳しくなってしまう。

先ほど企業局長が言われたとおり、総合政策部の所管ですが、自らの発電所がありますので、企業局側からもしっかりと働きかけてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

**○井手企業局長** 電源立地地域対策交付金については、本当に大事な交付金だと思っていま

す。10年前の話も存じ上げております。この10年間で電力システムの改革が行われておりまして、交付金をめぐる状況もかなり情勢が変わってきているということで、危機感を持っておりますので、知事部局ときちんと整理をしながら進めてまいりたいと思います。

先ほど申しあげましたように、公営企業体を作っております公営企業の電力事業をやっている団体、いわゆる県で作っています協議会もございまして、こちらのほうの要望の中にも当然入っております。全国的にそれぞれの市町村を含め、地域の資金的に大事な交付金ですので、手を取り合って国に要望を上げてまいりたいと考えております。

**○岩切委員長** それでは、以上をもって、企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

午後は1時10分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時8分再開

**○岩切委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等につきまして、教育長の概要説明を求めます。

**○日隈教育長** 教育委員会でございます。御審議どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」の1件であります。

次に、報告事項といたしまして、家庭教育を

支援するための施策の実績等（令和元年度分）について御説明いたします。

さらに、その他の報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について、2点目が、国体正式競技と中学校の部活動について、3点目、宮崎県高等学校（中学校）特別スポーツ大会2020の実施状況についての3件について御報告させていただきます。

それでは、議案について御説明いたします。

常任委員会資料1ページを御覧ください。

初めに、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

教育委員会関係は、表に太線で囲んでありますところが3か所ありますけれども、その一番上の一般会計の合計の欄を御覧いただきますと、今回、1億1,049万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正後の一般会計の合計は、その2つ右の欄に示しておりますけれども、1,116億5,718万1,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後引き続き担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

**○岩切委員長** 次に、議案等についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○四位財務福利課長** それでは、文教警察企業常任委員会資料の2ページをお開きください。

「県立学校等衛生環境改善事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。県立学校等における新型コロナウイルス感染症予防を含む衛生環境の改善を一層推進するため、便器の洋式化をはじめとするトイレの改修を行うこ

とを目的として、6月補正予算の増額補正をお願いするものであります。

2の事業の概要であります。予算額は9,800万円、財源と事業期間は記載のとおりです。

(4)の事業内容ですが、県立高校等や特別支援学校寄宿舎における児童生徒用トイレの洋式化等を行うものであります。

右のページ、中ほど上の枠囲みを御覧ください。

これは、県立高校等と特別支援学校寄宿舎の児童生徒用トイレの洋式化率であります。県立高校等を例にしますと、4月時点では25.2%であったものが、6月補正等の活用により、8月末時点では、工事中や契約予定のものを含め37.8%になる見込みであり、9月補正後にはさらに45.9%まで整備する予定になっております。

左側のページにお戻りください。

3の事業効果といたしましては、県立学校等のトイレ洋式化がさらに進むことにより、学校における児童生徒の衛生環境が一層改善されるとともに、学校の魅力向上につなげることができると考えております。

財務福利課からは、以上であります。

**○新生涯学習課長** 同じ資料の4ページをお開きください。

文化施設等の衛生環境改善事業について説明をいたします。

1、事業の目的・背景であります。県立図書館など、教育委員会が所管する5施設において、感染症予防のため、トイレの洋式化や手洗いの自動水洗化並びに自動ドアの整備を行うことにより、衛生環境の改善を図るものであります。

2、事業の概要であります。 (1) 予算額は1,249万1,000円、 (2) 財源、 (3) 事業期間

については御覧のとおりであります。

(4)の事業内容であります。①社会教育施設等の衛生環境改善事業につきましては、県立図書館と県立美術館で合計12基の和式トイレの洋式化を行うとともに、県立図書館の手動ドア1箇所を自動ドアに整備するものであります。

また、②文化施設の衛生環境改善事業につきましては、総合博物館などの3施設で、合計14基の和式トイレの洋式化と、合計13台の手洗いの自動水洗化を行うものであります。

3、事業効果としましては、感染症予防対策のため、必要な設備改修を行うことにより、文化施設等の衛生環境が大きく改善されるものと考えております。

生涯学習課及び文化財課の説明は、以上であります。

○岩切委員長 議案についての執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありますか。

○二見委員 県立高校のトイレの洋式化について、今後の補正の見込みでは45.9%になるということなんですけれども、何か優先順位みたいなものをつけていらっしゃるんですか。

○四位財務福利課長 基本的には全ての学校において、割合としては半分以上の便器の洋式化がまだ済んでおりませんので、全ての学校に対して平等に対応していく形になります。

○二見委員 平等にやっていくのではなくて、先に進めている学校の選定とか、老朽化が早いところからやっているとか、そういうところをお聞きしているんですけど。

○四位財務福利課長 当然、老朽化が激しいところからは、上がってくる順番も早くなりますけれども、基本的には1学校当たり250万円までの小規模の工事に対応する仕組みになっている

関係上、250万円という金額でできる数は、残された和式便器の数よりもちょっと少ないものですから、どの学校に対しても同じ金額で対応するという形で、全ての学校で取り組んでいく形になるということでございます。

○日高委員 それでいつ100%になるのか教えてください。

○四位財務福利課長 これは、全体で2,500基ほどございます。それで、基本的にスタート時点で25.2%と低い状況でしたが、これを全て終わらせるためには、概算ですけれども7億円が必要になってまいります。

今回、この交付金の活用によって1億円規模の予算を2度お願いできるという形で、2億円以上のものが対応できたということで進むという形になってまいります。ですから、全体が100%となるにはなかなか遠い道のりはあるんですけども、少しずつでも改善していくように、今後とも対応していきたいと考えています。

○日高委員 何年の何月なのかということをお教えいただけますか。これは、学校の魅力向上につながるわけですから、ないところは魅力がないという話になります。和式のところは魅力がないという話になってくるわけで、洋式化に7億円かかる。あと残り7億円あれば100%終わることでしょうけど、それがいつかということですか。

○四位財務福利課長 できるだけ早く対応したいと思っておりますけれども、今までも通常予算でコツコツやってきてはいたんです。これは、既定予算の中でできる範囲でやってきたんですが、それですと、年間2%程度の進捗状況でございましたので、それを考えますと、少しここに馬力をかけまして、スピードアップさせていきますけれども、基本的には、10年程度はどうして



も見込まざるを得ないと思っております。今後の予算の状況を考え合わせまして、総合的に対応していかなくてはいけないと思っております。

○日高委員 10年程度というところ、一応、2%で10年というところから、今45.9%と考えたら、65%になると思うんですけど、その辺のはじき方でやってもらいたいなど。答弁は要りません。答弁だと否定されるので。一応、私の要望というところで、よろしくお願いします。

○中野委員 関連ですが、高校とか特別支援学校でトイレの洋式化が100%に達している高校等があるんですか。

○四位財務福利課長 100%に達しているのは、幾つかの特別支援学校でございまして、学校名を申し上げますと、\*都城さくら聴覚支援学校、みなみのかぜ支援学校、日南くろしお支援学校、児湯るびなす支援学校、延岡しろやま支援学校とその高千穂校になります。

○中野委員 特別支援学校はほとんど100%だけど、当座が90.3%、100%に行かない支援学校は僅かしかないということですか。どこがパーセントを落としているのですか。

○四位財務福利課長 今回の90.3%というのは、特別支援学校の寄宿舎に限定した数字でございまして、申し訳ございません。今現在100%に達していない学校につきましては、やはり大規模校などでございまして、これについても、基本的にはできるだけ100%を早期に達成するように、現在進めているところでございます。

○中野委員 ついでに社会教育施設、文化施設で100%に達しているところはあるんですか。

○新生涯学習課長 県立図書館におきましては、27基中21基が今度の改修で済みますので、残りが6基ほど和式になっております。

県立美術館につきましては、26基中、今回の

整備で18基ですので、残りが8基和式という形になっております。

○朽木文化財課長 文化施設のほうは、総合博物館は、全体数が31ございまして、現在、12基が洋式です。それを今回18基まで増やしますので、洋式化率は58%になる予定です。

西都原考古博物館は、全体数が35基ありまして、そのうち現在17基が洋式です。今回21基まで増えますので60%になる予定です。

埋蔵文化財センター分館につきましては、現在全体数が4基あるのですが、洋式はありませんので、今回全てを洋式化させていただいて、100%になる予定になっております。

○中野委員 分かりました。ただ、100%の施設の名称を教えてくださいましたらよかったんですけど、忠実に回答してほしいと思います。

○渡辺委員 同じ案件ですが、6月補正のときは、女子トイレからという話だったと思うんですが、まず、今回は性別は関係ないのかということが1点と、先ほどの御説明の中で、各校250万円以内の予算を割り振りますという言い方でしたが、それは、事実上100%になっている特別支援学校とかは別にして、それ以外の学校には、どこにも一定の環境を担保できるように、ある種一律に割り振るという考え方で、基本的な発想として一定の環境を全ての学校に担保していくという考え方でやっているのかを確認をさせていただければと思います。

○四位財務福利課長 まず、性別ごとの件ですけれども、前回は、基本的に便器の基数の大多い女子のほうからやっていただくという意味合いを込めて、主に女子トイレという形の事業構築でございました。そういった趣旨を酌んで、各学校において執行いたしましたところ、現在

※45ページ、46ページに訂正発言あり

は男女別で見ますと、男子が37%の洋式化率、女子が38.2%の洋式化率ということで、ほぼ拮抗する形にまで対応することができました。今後は、男子トイレも当然問題なわけですから、男女とも性別の別なく、この率を維持しながらやってもらう形でお願いしようということで、今回は男女、性別については特に言及しておりません。

それからもう一つ、250万円というのは、これは、交付金を使って対応させていただき関係上、コロナ対策ですから、今年度中の執行完了が求められるということで、時間のかかる大型の工事をやっていたのでは間に合わないの、小規模工事で対応するという工夫が必要で、その小規模工事を組み立てる上において、1校当たり250万円が限度ですので、その最高額をお願いしているという形になります。ですから、どの学校においても250万円のできる範囲で対応していただくということですが、それでもやっぱり今までできていなかったものですから、大きく伸びているということです。

**○渡辺委員** 6月補正で出した分は、既に工事は済んでいて、夏休み明け等に子供たちが使える環境になっているのかということと、あわせて、評判というか、学校として有り難い取組になっているので、より推進をかけたいという基本的な発想であるということですか。

**○四位財務福利課長** まず、後のほうの御質問からですが、各学校からは本当にありがたいという話が、校長先生をはじめ続々と上がりまして、各学校において、老朽化等の悩みをいつも聞く機会があるわけですが、そのときにトイレを何とかしたいというのは、大体どの学校でもおっしゃっていたということもありまして、非常に感謝していただいています。その関係上執

行も早く、大体、今現在ですと、既に完了済みの学校も高校で39%ございます。契約済みを入れますと、ほぼ95%が完了目前まで来ているという形になりますので、執行率も非常に高いです。そういったこともございまして、今回また第2次の国の補正もあったということで、増額をお願いできればということで、計上させていただきました。

**○渡辺委員** 学校のトイレの洋式化は、もともとコロナがなくても、特に市町村立の学校等でも要望が高くて、全国的にも同じ状況だったかと思うんですけど、以前、内田副委員長も御発言されたように記憶していますが、直接関係はないとしても、市町村立学校のトイレの洋式化率とか、同様の趣旨で、今、県内の市町村でも、学校のトイレの洋式化の工事が進んでいるか否かとか、洋式化率とか、把握していたら確認をさせていただきたい。

**○四位財務福利課長** 文部科学省も、トイレの洋式化というのは段階的に行うということで、補助金をつけておりまして、これを利用しながら各市町村が段階的に取り組んでいるといった状況でございます。

現在の洋式化率は、これはちょっと古いので申し訳ないのですが、平成30年4月1日の調査による数字で、市町村でいいますと、全体で小学校が37.4%、中学校が36.3%というところなんです。この後も、毎年どこかの市町村で必ず工事の申請が上がってまいりますので、段階的に進んでいくものと考えております。

**○渡辺委員** コロナ禍の状況の中で、市町村立を県立高校と同じように加速させているという現状はあるんですか、ないんですか。

**○四位財務福利課長** 今ここで我々が補助金絡みでやるのは、例えばトイレ棟を全部やり替え

るといった通常の大規模工事の補助金に関するお話でございまして、それ以外の、例えば今我々がやっているような、急いで便器を取り替えるみたいなことについては、やっていらっしゃる市町村もあろうかと思うんですが、その情報は今のところ上がってきておりません。

○蓬原委員 この洋式トイレは、ウォシュレットではないんですね。

○四位財務福利課長 はい、ウォシュレットまでは考えておりません。

○蓬原委員 ウォシュレットにした場合は電気工事も必要なのでしょうけど、価格はどれぐらいでしょうか。

○四位財務福利課長 すみません、ちょっと手元に数字がございません。

○蓬原委員 比較検討されてはいはないのですか。ウォシュレットだったら幾ら、普通の洋式だったら幾らといった比較検討はされなかったのですか。

○四位財務福利課長 比較検討の中では、ウォシュレットの安いほうで幾らかかるかという形で、最初の段階でウォシュレットは落ちてしまったものですから、手元に比較検討した数字を持っておりません。ただ、特別支援学校で、ウォシュレットをどうしても置きたいといった要望があるときには、予算の範囲内であれば対応しているということで認めております。ですから、例えば高校でも同じなんですけど、そういった悩みのある子がいるということがあれば、予算の範囲内でできることとなります。

○蓬原委員 和式を洋式にすることにおいては、ここに書いてあるように、エアロゾル化を防ぐということだろうと思うんです。確かに価格差があることは分かるんですけど、県立図書館であったり、美術館であったり、総合博物館、特

に県都にあるそういう文化的な施設が、私の感覚からすると、洋式というのはある程度ウォシュレットになっているほうがさらに清潔だと思います。ただ価格差があんまりあり過ぎると、県立高校等においては、早く洋式化100%を目指さないといけないということもあるでしょうから、予算の都合があるのでそうなったのかなと思うんですけど、ウォシュレットの検討はされていなかったのかなと思って、少し残念な気がしたので。ただ、値段差がかなりあると100%がかなり遠のくことになるから、難しいことはあるんでしょう。

ただ、農業集落排水とか、漁業集落排水とかがあるじゃないですか。農村集落の環境整備をしようということで、農林水産省が漁業集落あるいは農村集落に補助金を出して、そこを一元的に水洗化しようという、30年以上こういう事業があっているんですよ。だから、そうやって、早く農業集落とか漁業集落とか、公共下水道は都市部をやっているわけですけど、取り組んできたところというのは、もう30年昔から最初からウォシュレットを入れているので、かなりの環境改善というか、文化的にもそういう傾向があるので、今この時点でせっかく入れるのであれば、お金はかかるけれども、この際ウォシュレットを入れていったほうが、長い目で見るとよかったんじゃないかなと。でないと、もうウォシュレットに入替える時期が来ない気がしたので、今は100%を急ぐという意味で、エアロゾル化を防ぐということで、そちらが優先かなという気がしましたので質問しました。

だから、場所によっては、そういう不特定多数が集まる文化的な施設等は、ウォシュレットがあってもいいんじゃないかという気がしましたので、一応意見として申し上げておきます。

○中原図書館長 今回の洋式化で27基中6基を洋式化するわけですが、まだ具体的な見積りが出ていないところではありますが、方向としては、図書館の場合、今回洋式化します6基につきましては、1階部分と、2階の主に利用者の方がお使いになるトイレは、ウォシュレットのほうで一応考えているところでございます。

ただ、過去に設置しております洋式トイレについては、ウォシュレットだったり、ウォシュレットでなかったりという部分はございます。

○日高委員 小中学校の件も確認だけしたいんですけど、小中学校についても洋式化のパーセンテージは30%台ということでありました。この予算配分は、市町村分の臨時交付金を充てるということで、交付金ですから、その市町村の首長の意向がそれぞれの教育委員会に大きく反映されれば、パーセンテージが36%とか言っていますけど、市町村によっては高いところも低いところもあったりするのではないかと見ております。そんな現象というのは当然出てくるのかなと思っておりますが、その辺についての情報の把握はできていますか。

○日隈教育長 先ほど説明があったとおり、コロナ以前の状態では、市町村の小中学校のほうで整備率が高かったという状況もありまして、今回、コロナ対策ということで、地方創生臨時交付金を都道府県及び市町村、それぞれ頂きました。

私ども宮崎県の内部では、私の考えというか、気持ちも含めて、ぜひこの低い洋式化率について、高等学校にまず入れたいと考えたところでございます。

当然、特別支援学校については、知的障がい、あるいは肢体不自由児がおりますので、もともと高かったんですけども、できるだけ100%に

持っていきたいというところがあります。高等学校については、特に女子についてはやはり急務であろうということで、1回目の6月の補正については女子を優先的にさせていただいたところですが、ただ、工業高校等は男子生徒が非常に多いので、女子ばかりというわけにはいきません。

今回の補正については、お認めいただいた場合には、各学校均一で250万円までは執行できますので、洋式化を進めたいということ。また、ウォシュレットまでやりたいんですけども、それは後づけもできますので、まずは先にこの洋式化を進めたいということで進めた場合に、今回の補正予算をお認めいただきましたら、何とか45.9%ぐらいまでは、5割近くまでは持っていけるのかなということで、現在お願いしているところです。

いずれにいたしましても、今回の地方創生臨時交付金の使い方は、市町村ごとに、やはり首長さんを含め、市町村教育委員会の考え方もありますので、もともとの整備率も凸凹というか、高い低いがあろうかと思えますけれども、それをどうするかは、それぞれの市町村で判断していくことになるかと考えております。

その上で、結果がどうなったかということで、コロナ以降の取組については、また各市町村とも協議していきたいと考えております。

まずは、県立学校について、何とか50%まで持っていきたいという気持ち、今申し上げたとおり、女子に配慮をしていかなくは使い方が男子と違いますので、その点でやはり県立学校は5割近くまで何とか持っていきたいということで、今回お願いした次第でございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○日高委員 それぞれの圏域の教育事務所もご

ございますから、市町村の校長会とか教育長会がそれぞれあると思いますので、トイレの洋式化の必要性というのは、やっぱり衛生管理の重要性また魅力の向上とかがあるわけですから、なるべく優先するように、市町村には要請してほしいと思います。

あとは、今、教育長の御意見もございましたが、教育長の卓越した、何といいましょうか、お力というか、豪腕というか、力ずくというか、そういった部分で、50%とは言わず、60%、70%に、日隈教育長だったら、もう二、三年のうちにやろうと思えばできると思います。その辺をやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

**○中野委員** どんどんいいトイレになっていくわけですが、この議案の趣旨と離れるかもしれませんが、トイレの利用についてです。ちょっと昔のことを思い出して、小便器のほうはよく利用していたんですが、私は9年間、高校まで大便器を利用したことがないんです。思い出しましたが、腹が痛くなっても、なぜか分らないけれども、学校では大便器を使いたくなくて、自宅に帰ってからすっきりとなっていました。女性は分かりませんが、男性はあんまり大のほうは使わなかったような気がするのですが、今の子供たちはどんどん利用するものですか。そのことをお聞きしたいと思うんです。

**○押方高校教育課長** 一部の例ですけれども、男子においてはかなり利用する子が増えているのではないかなと思っております。ただし、同時に隣同士で入るとか、そういうことを避けて、友達同士で交替とか、利用者が少ないときを選んでとか、そういうふうなことで、利用は以前よりも増えているんじゃないかと感じているところではあります。

**○中野委員** 今の子供たちは、こういうのをちゃんと利用するのだと思いますが、昔はあまり利用していなかったと思うんです。それは、もう答弁も必要ないですが、今の子供たちはそういうところを利用するのでしょうか。利用するために造るのだったら、昔のような考えで利用を絶対したくないという人も少しはいるということでしょうから、大いに利用するように教育してください。

**○内田副委員長** 今の中野委員の質問に答弁したいぐらいの気持ちなんですけど、今の子供たちは、男子の方々が、大のほうのトイレに入るといじめに遭うという相談いただいているケースもあって、だから、大便器だけにして、その数を増やしてほしい、小便器をなくして大便器だけにしてほしいという声もあって、九州保健福祉大学の副学長からもそういう要望を頂いたこともあるぐらいで、小便器はもう要らないんだというような現象もあるんですよ。だから、いずれはそういうことも言っていけないといけなかなとも思っていたんですけど、中野委員の時代とは変わってきました。

**○二見委員** 聞き漏らしだと思うんですけど、今回の県立学校の予算で、何基設置する予定なんですか。1校当たり250万円みたいな予算内だと言われたたと思うんですけども、補正後の見込み、さっき2,500基とか7億円必要だという話は聞いていたんですが、今回の補正で何基設置されるという見積りなんでしょうか。

**○四位財務福利課長** 予算ベースでの話ですが、高校におきましては259基、特別支援学校の寄宿舎におきましては21基分の予算を確保しております。

**○岩切委員長** それでは、次に報告事項に関する説明を求めたいと思います。委員の質疑は、

説明が終了した後にお願いしたいと思います。

○**新生涯学習課長** 生涯学習課でございます。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績等について御報告いたします。

1の報告の根拠であります、平成28年に施行されました宮崎県家庭教育支援条例によるものであります。

第18条で、「知事は、家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとする。」と定められております。取りまとめ等の事務は、教育委員会が中心となって進めることになっておりますので、今回の常任委員会において報告するものであります。

2の報告の内容であります、令和元年度に実施しました施策の実績について、条例第11条から第16条に示された6つの条文に沿って整理しております。

恐れ入りますが、別冊の令和2年9月定例県議会提出報告書(家庭教育を支援するための施策の実績について)を御用意ください。

1ページを御覧ください。

令和元年度に実施した施策の実績は、全部で17課・室、50事業、このうち再掲が13でございます。それらを条文ごとに表に取りまとめ、担当課・室名、事業名、取組、令和元年度の実施状況等を示しております。

それでは、条文に沿って主な事業を御説明いたします。

1ページの第11条、親になるための学びの支援については、6課・室6事業でございます。

1番の特別支援教育課の取組では、「心のバリアフリー」活動として、宮崎工業高等学校の生徒が、清武せいりゅう支援学校の肢体不自由の

ある生徒が使いやすいスポーツ用具や支援器具を製作するなど、今後、共生社会を担うために必要な資質を身につけることにつなげることができました。

次に、3ページをお開きください。

第12条、親としての学びの支援については、5課5事業でございます。

7番の生涯学習課の取組では、都農町をモデル地区に、家庭教育サポートチームを設置して、その中心的な役割を担う家庭教育支援員を委嘱して、地域の多様な人材による「サポ・プロ」を活用した親子参加型の講座や、サロンなどの相談対応を行いました。

4ページを御覧ください。

第13条、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化については、7課10事業でございます。

5ページをお開きください。

19番のこども家庭課の取組では、「青少年育成・支援地域活動モデル事業」として8団体を指定しまして、それぞれに助成金を交付し、青少年育成団体等と連携して地域の青少年の成長を支援しました。

また、平成28年度から30年度の3か年で養成したメディア安全指導員が、各学校やPTA等から派遣要請を受け、各地域に出向いて講話を実施しております。

6ページを御覧ください。

第14条、人材の養成等については、4課・室5事業でございます。

26番の農業連携推進課みやざきブランド推進室の取組では、みやざきの食と農を考える県民会議による食育ティーチャーの登録数が5名増加し、126名となっております。小学校と連携した「味覚の授業」に延べ約100名の食育ティーチャ

ーが参加し、資質向上を図っております。

7ページをお開きください。

第15条、相談体制の整備、充実等については、9課12事業ございます。

30番の人権同和教育課の取組では、誹謗中傷の書き込み等問題が多いサイトを中心に、ネットパトロールを実施し、問題の早期発見と学校への情報提供を行いました。また、ネット上のいじめや非公式の学校サイト等に関する「ネットいじめ目安箱」は、問題の早期発見・対応を図る体制の整備につながっております。

9ページをお開きください。

第16条、広報及び啓発については、8課12事業ございます。

43番の福祉保健課の取組では、進学、就職に関する支援制度の周知を図るため、「桜さく成長応援ガイド」を作成し、県内全ての中学生、高校生及び教育機関、福祉事務所等に8万5,000部を配布しました。

令和元年度の総括としましては、条文・条項に沿った施策について一覧表にまとめ、県の家庭教育支援に係る施策について全体像を把握することができました。それに加え、関係課・室の長及び担当者の会議を開催し、互いの事業を知り、情報交換することで、県の家庭教育支援を目的とした体制整備の推進につながっております。

常任委員会資料の6ページにお戻りください。

3、その他の令和2年度に実施する施策の状況（事業一覧）と、全県的な家庭教育支援の推進体制について説明いたします。

7ページを御覧ください。

令和2年度に実施する施策の事業一覧でございます。20課・室52事業を条例第11条から16条までの条文ごとにまとめております。

次に、8ページをお開きください。

関係課・室長を構成員とした推進会議をはじめ、令和2年度の全県的な家庭教育支援の推進体制を示しております。

今後も、みやぎ家庭教育支援条例の県民へのさらなる周知を図るとともに、部局の垣根を越えて、関係課・室と相互の事業について理解を深めまして、成果を共有しながら、効果的な施策を実施し、県民皆で家庭教育を支える体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

**○岩切委員長** 報告事項の説明が終わりましたが、引き続きその他報告について御説明を頂いた後に、質疑を頂きたいと思っております。

それでは、その他報告事項に関する説明をお願いいたします。

**○川北教育政策課長** 常任委員会資料の10ページでございます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

まず、1の概要にありますように、この報告につきましましては、地方教育行政法の規定によりまして、県教育委員会が行います教育に関する事務の点検及び評価につきましまして、この結果を報告書として議会に提出するとともに、公表するものでございます。

報告書は、お手元に別冊資料として配付させていただいております。その概要について、常任委員会資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、昨年度策定しました県教育振興基本計画の進行管理にも活用できるように、当計画の施策体系に沿った項目立てで、指標・実績等の評価・分析を行っております。当計画の初年度目の評価・点検ということになっております。

2の点検・評価の報告書にありますように、

構成は4章立てとなっております。

まず、1章では、教育委員会の会議の内容、教育委員の活動状況をまとめております。

第2章では、全ての施策15項目及び3つの重点取組の状況について、推進指標、関連指標の実績や、取組状況などを元に、施策の進捗状況等についての分析と今後の方向性を示しております。

そして、第3章、これは点検・評価に対しまして、外部有識者の御意見を客観的な視点から頂いて、その様々な御意見を記載しているところでございます。

第4章は、総括ということになりまして、ここで各施策における推進指標及び関連指標の客観的な数値を元にした一次評価、そして、総括としましての第二次評価を行っているものでございます。

3番目が、作成経過及び今後の日程ということでございます。この点検・評価につきましては、令和2年3月から5月にかけて、宮崎県教育振興基本計画の施策体系に沿いまして、教育委員会事務局内で評価項目等を整理しながら点検を進めてきたところでございます。

さらに、学識経験者等の出席の下で、外部有識者会議の実施、そして、8月上旬には、一次評価を基にしました教育委員によります協議会を開催しまして、一次評価の妥当性、二次評価の方向性等について協議を行いますとともに、定例教育委員会におきまして付議され、決定をいたしましたものでございます。

本日、常任委員会に報告させていただきまして、10月には県ホームページにて公表させていただく予定としております。

4の評価の基準でございます。

教育委員会の点検・評価につきましては、県

総合計画における政策評価の進め方に倣っておりまして、同様の評価基準で進めているところでございます。

この一次評価という部分につきましては、指標の実績に基づいた客観的な数値による評価を行っている部分でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を一定程度受けた一部の指標につきましては、その状況等を踏まえて適切に評価できるよう、基準の見直しを行っているところもでございます。

さらに、各施策の取組や事業等の進捗状況も加味して、総合的に二次評価を行いまして、令和元年度の施策の教育委員会としての最終評価ということになっております。

報告資料の11ページから13ページまでの施策の評価結果一覧を御覧いただきたいと思います。

まず、11～12ページでございますが、施策1～15、そして、13ページが重点施策の3つということになっております。それぞれの点について点検・評価を行っているということでございます。

10ページに戻りまして、最後、5の評価結果でございますけれども、令和元年度の施策の実績に関する点検・評価結果につきましては、全体でA評価が6施策そして2つの重点取組、B評価が6施策及び1つの重点取組、そして、C評価が3施策ございました。最後にD評価は該当なしという結果でございました。

県教育委員会では、この点検・評価の結果を今後の教育行政の推進に十分反映させてまいりたいと考えております。

なお、全体の総括としまして、一定の成果が出ており、これらの成果や課題を踏まえ、今後も令和4年度の最終目標の達成に向けて、各施策の一層の推進に取り組む必要があるというこ



とでございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度の施策の点検・評価についての報告とさせていただきます。

○押川スポーツ振興課長 資料の14ページ、スポーツ振興課から、国体正式競技と中学校の部活動について御説明させていただきます。

まず、資料の説明に入ります前に、今年度及び今後の国体についてであります。既に御承知のとおり、本年度の鹿児島国体は延期となりました。その大会につきましては、現在、2023年の開催を目指して、日本スポーツ協会等と調整が行われているところでございます。

2023年の鹿児島県での国体の実現しますと、2023年以降に予定されておりました佐賀県、滋賀県、青森県、そして本県での開催が1年ずつ後ろにずれることとなり、本県での開催につきましては、2026年から2027年に変更となる予定になっております。

このような状況を注視しながら、今後の競技力向上に係る計画等の見直し等にも、しっかり対応してまいりたいと考えております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

14ページと併せまして、右側15ページの表も一緒に御覧ください。

まず、1、国体正式競技は、冬季競技を含めまして41競技でございます。

その41競技の中で、2にありますとおり、少年競技の中で、中学3年生が出場できる競技は21競技となっております。

具体的には、15ページ右側の表の左から2列目、(2)のところを縦に見ていただくと、丸印がついておりますが、そこにあるのが、中学校3年生が出場できる競技となります。陸上競技

や水泳といった個人競技から、サッカーまたバスケットボールなど団体競技もでございます。

最後に、14ページに戻っていただきまして、41競技の中で、3に書いてございますが、本県の中学校に部活動がない競技は、21競技あります。

そのうち、中学校3年生が出場可能な競技が12競技、中学校3年生が出場できない競技は9競技となっております。

このような状況を踏まえまして、3の中学校に部活動がない21競技の中で、4に書いてございますが、特に本県がジュニア世代の普及・強化を図っていきたいと考えている競技を16競技としております。

対象競技としましては、15ページの右側の表の(4)、一番右側の列になりますが、上のほうから水球、ボート、ホッケー、レスリング、セーリング、ウェトリフティング、自転車、馬術、フェンシング、ライフル射撃、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、柔剣道、なぎなた、ボーリングの16競技であります。

これらの競技につきましては、本年度より、未普及競技選手育成事業——通称ひむかサンライズプロジェクトと呼んでおりますが、この事業の中で、小中学生選手を対象に、強化練習会やオリピアン等の講演会等を行い、普及・強化を図っていくこととしております。

さらに、県内各市町村教育委員会との協議を計画的に行いながら、中学校での部活動の設置等に向け努力してまいりたいと考えております。

このように、ジュニア世代の強化を図りながら、天皇杯獲得とともに、大会後のレガシーをしっかりと生み出していけるよう、全ての県民の皆様に応援していただける「チームみやざき」の育成・強化に取り組んでまいります。

続きまして、同じ資料の16ページをお開きく

ださい。

宮崎県高等学校・中学校特別スポーツ大会2020の実施状況につきまして御説明いたします。

1、高等学校特別スポーツ大会2020について、(2)の①にございますが、17競技につきまして、6月27日の卓球競技を皮切りに実施しまして、予定どおり終了したところがございます。

②に書いてございますが、5競技、それから④に書いております2競技につきましては、西都市・児湯郡圏域及び延岡市・西臼杵郡圏域が、感染状況の厳しい圏域、いわゆるレッドゾーンに指定されたことを受けまして、9月以降に延期することとなりました。

本資料は、9月7日時点のものとなっておりますことから、②の5競技の中で、レスリング競技とボート競技につきましては、既に9月12、13日に終了しております。また、柔道競技につきましても、13日に終了したところがございます。

なお、残る相撲競技、ホッケー競技につきましては、10月以降に実施できないか、現在調整をしているところでございます。

③の剣道競技につきましては、当初の予定どおり9月21、22日に開催する予定でございます。

④登山競技につきましては、延期が決まった段階で、ほとんどの生徒が引退をしまして、進学や就職に向けた学習に切り替えたという理由等から、中止させていただいております。

さらに、馬術競技におきましては、9月6日の開催予定でしたが、台風10号が接近したため、実施することができませんでした。その後、調整をしておりましたが、ここにつきましても、3年生の進路等の関係から、延期をせず、中止

させていただいたところでございます。

次に、2、中学校特別スポーツ大会2020につきまして御説明いたします。

7月13日月曜日から8月4日火曜日まで予定をしておりました一括競技の11競技と、地区開催の8競技の19競技全てを終了したところがございます。

以上が、中学校特別スポーツ大会2020でございます。

なお、高等学校また中学校の両大会におきましては、7月25日土曜日に、西都市・児湯郡圏域が、感染状況の厳しい圏域に指定をされました。

そのことを受けまして、7月26日に開催をしました競技のうち、高校では、バドミントン競技、ソフトテニス競技、また、中学校の一括開催でありました陸上競技、柔道競技、体操競技、テニス競技、空手道競技、また、西都市・児湯地区での開催でありました軟式野球競技、サッカー競技、また、宮崎地区開催のバスケットボール競技におきまして、圏域の学校、また、居住する生徒の参加を見合わせるという対応が取られたところでございます。

今後、まだ開催される競技がございますので、関係機関等と連携しながら、感染防止対策や熱中症対策等に万全を期し、安全な大会運営に努めてまいりたいと考えております。

○岩切委員長 条例に基づく報告並びにその他の報告がございました。それらに関する御質問がありましたら、頂きたいと思っております。

○日高委員 まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検と評価・報告についてですが、この評価表を見ると目につく点が何点かございます。まず、施策の5番の全国学力・学習状況調査における一次評価d。これは、

以前からスーパーティーチャーを入れて、どうこうという話を、何年か前からずっとやっているんですけど、ここは意外とそう簡単には上がらんのだなと。ここは、もう結構努力はしているけど、上がり切れていないのかなという感じなんです。何もしていないからdとは思っていませんけど、さらに頑張っていないといけないなとも思っています。

8番の、ふるさとが好きだと思う児童生徒の割合の、中学生のd評価というのはショックですね。それと、9番の1の将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合、これもdですね。次に11番、特に4の働きやすい環境づくりについて学校での取組は進んでいると答えた教職員の割合が、小学校、中学校でdと。その上の3の自己研さんを通じて児童生徒の満足度を高めるための授業改善を行っている教職員の割合、これもdですよ。やっぱりこの辺はどうかなって、これは疑問です。

そして、14番の県立美術館と西都原考古博物館の年間の入館数及び講座の受講もdなんですけど、今日は美術館の副館長は来ていますよね。多分、もう答弁も用意しているだろうと思うけど、そういうところがあります。

この重点取組で、やっぱり出てくるんですね。働きやすい環境づくりについて学校での取組が進んでいると答えた教職員の割合が、この重点取組でも出てくるんです。これについてはどう考えればいいですか。

**○東教職員課長** 今、お話にありました働きやすい環境づくりの点でございますが、これを調査した詳しい資料が別冊の資料の48、49ページでございますので、そちらを御覧いただければと思いますが、「働きやすい環境づくりに取り組んでいる」と答えた学校の割合は100%になって

おります。同時にそれを、「一人一人の教職員に取組が進んでいるか」と聞いた場合は、小学校で85%、中学校では82.4%ということで、我々が目標としていた数字よりも低い数字が出たということで、学校全体としてはリフレッシュデーの取組であったり、部活動の見直しであったりをしているんですが、一人一人の職員への効果といいますか、意識といいますか、そういうところの実感までは至っていないということで、これを踏まえてまた取り組んでいきたいと考えております。

**○日高委員** それは分かるんです。それは、何でしょうか、その仕組みの問題なのか、気持ちの問題なのか。教員の先生たちは、やっぱり教員になって夢を持って入ってくるわけでしょう。県庁職員も、最初はそうですけど、入ってしまうと、こんなものかって、何か半分失望感とかが出て、それと同じことですか。

どうしても、なじんでしまうというか、学校の校長先生のカラーとか、当然そこら辺が関係してくると思うんです。その辺のメンタル的な部分なのか、仕組みじゃないと思うんですけど、ここが変わるだけで全体的に大きく変わるんじゃないんですか。

**○東教職員課長** 小中学校の場合は、やはり市町村教育委員会で、市町村によってもいろんな取組をされております。この資料については、平成30年12月と、令和元年12月に調査をしたものであります。学校としては、令和元年度から本格的に取組を始めて、各市町村で留守番電話を取り入れたり、部活動とか、あとスクールサポートスタッフ等の配置等を始めたりしておりますので、市町村ごとに一生懸命取り組んでいただいているんだと思いますが、学校間、市町村間でいろんな取組の差はあるのではないかと

思います。

本年度、スクールサポートスタッフを拡大しております。それと、今度10月からは、校務支援システムも小中学校に入る予定になっておりますので、そのことでさらなる業務改善が図られるのではないかと期待しているところです。

**○日高委員** やはりその辺は、すぐ答えが出て、こうだという話にはならないと思うんです。ですから、教職員の働きやすい環境づくりを今後しっかり、また、いろんな取組をやっていただいて、そして、将来に夢や目標を持てる子供が増えると。これがdではなくてa、せめてbぐらいに持っていけるように目指してもらいたいと思っております。

最後に、せっかく美術館副館長が来ているので、d評価の感想を一言いただきたいと思います。

**○安部美術館副館長** 非常に残念な結果になっていますが、理由といたしましては、特別展の入場者数が低迷したということ。昨年度は3つの特別展をやったんですが、予想よりも少ない来場者数だったということと、もう一つは、やっぱりコロナに関しまして3月5日から26日までの間休館したということで、県美展だとか常設展、それから施設の利用、県民ギャラリーとかアトリエ等の利用を制限したことから来館者数の減少が生じたということで、今後は、また県民に喜ばれる企画や、集客を見込める企画等、いろんな効果が望める展覧会を目指して頑張っていきたいと思えます。

**○日高委員** 美術館には、基金がありますよね。あれは5年前か6年前、緒嶋委員から、十何年、もう20年近く絵を全く買っていないので、基金があるのだから、美術館が絵を飾って、人が見にくるようなことをしなくてはいけないという

ことでした。いや、もうおっしゃるとおりです。そのときは美術館長はこの委員会に来てなかったんです。それが、今度から呼ばないといけないということで、委員会に副館長が呼ばれるようになったのは、そういう経緯なんです。それで、あれから絵を買ったんですか。

**○安部美術館副館長** 定期的に収集審査委員会等を開いて、基金を使い購入させていただいております。

**○日高委員** 分かりました。

**○渡辺委員** 関連で、同じ内容についてですが、まず、前年度版と見比べると、評価項目が変わっているのは、教育振興基本計画が変わったからという理解でいいのか確認させてください。

**○川北教育政策課長** 御指摘のとおりでございます。

**○渡辺委員** それは、趣旨は分かるのですが、このa、b、c、dの判断はなかなか難しいと思うんです。基本設定値が極めて高いところでは、数字が僅かに足りないだけでも厳しい評価がついていたりするわけですが、継続性というか、経年でどんな状況が変わってきているのかというのが大事かと思うんですけれども、そこは、くり方はいろいろ変わっていても、基本的に重要な項目は、ずっと追っていけるような形でそもそもの設定がなされた、そういう工夫がなされているという理解をされていていいでしょうか。

**○川北教育政策課長** 先ほどもございましたけれども、昨年6月に教育振興基本計画が策定されたことに伴いまして、施策体系を23から15に整備いたしております。これを受けまして、点検・評価の在り方、見やすさとか分かりやすさ、そういったことを中心に、今後4年間を見通した新たな書式、形式での点検・評価ということ

で、今回整理をさせていただいたところがございます。

中に使っている大きな数字、そういったものにつきましては、整理をかけまして、前回までの点検・評価とは、単純評価というものがちょっとできなくなっている部分はございますけども、今後、次年度以降につきましては、令和4年度まで毎回前年度の実績と比較して、状況を御提示できるというふうには思っております。

主要な指標につきましては、前回までの点検・評価と同じような数字を使っている部分はございますので、その部分では実績は追っていけないものと考えております。

**○渡辺委員** 本当はいろいろ伺いたいことがいっぱいありますが、取りあえず施策の11番にだけ限って。先ほど日高委員も御指摘された項目でもあるんですが、全体的に見るとなかなか厳しい評価ですね。c、b、d、d、d、aと、厳しい一次評価はついていますがけれども、二次評価ではBというふうに、それなりにまあまあという落としどころというか、最終的な評価となっています。しかし、これは先ほど例示したように、もともとの目標値が極めて高いとか、そういう事情があるのか。例えば、11番は一次評価がなかなか厳しめの評価がついているけれども、二次評価では全体をくくればBというところになったのかという説明をちょっと頂けませんでしょうか。

単純な印象では、どれをどういうふうに評価するのは難しいですが、何となくの印象では、さっき日高委員がおっしゃったように、二次評価がBとなるのがしっくりこない感じがするので、そこを御説明いただけないでしょうか。

**○川北教育政策課長** 施策の11番でございます。御指摘がありましたとおり、c、b、d、d、

d、aということでございます。

まず、この一次評価におきまして、a、b、c、dを3、2、1、0という点数に置き換えてまいります。そして、この項目の平均値を出すこととしております。この場合、二次評価が1.0ということになりまして、大文字のA、B、C、Dといたしますのが、まずはAが2.25以上、Bが2.25未満から1.5、Cが1.5未満から0.75、そしてDが0.75未満という基準をつくっております。

基本的にはそれに当てはめる形になるのですが、もちろん施策の推進状況とか、そういったものを外部委員会、そして教育委員会とで十分に審議いただきまして、最終的にBという結果になったということでございます。

**○渡辺委員** そういうことかなって、分かったような、もうちょっと理解が足りていないんですが、さらに切り出してお伺いしたいんですが、施策の11番の3のところでは、

研修など自己研さんを通して云々という項目のところ、一次評価ではd評価になっていると思うんですけども、それは多分、この別冊のほうを見ると、令和元年の実績値が93.9%ということになっていて、目標値——これは令和4年の目標値では95%にするという話で、かつ基準値の94.7%よりも1ポイントほど低いということで、厳しい評価なのかなと想像をします。

ですが、教育委員会のいろんな御説明を聞く限り、ここところは今までも相当力を入れて、一生懸命取り組んできています、やっています、これからもやりますというものに関わると思うんですが、教育委員会としてこの項目が、少なくとも一次評価ではd評価という結果になっている現状について、どう総括し、どこに課題があると考えているのかをお伺いでき

ればと思います。

**○川北教育政策課長** まず、評価の関係でございます、1回整理させていただきますと、この部分につきましては、まず実績値が93.9%でございます。そして、本年度の目安値、これは令和4年度の目標値を4分割した形になります。さらに、左隣に基準値というものがございまして、これは平成27年度から平成30年度までの平均値を出しております。要はDということになりますと、この基準値、さらに目安値を下回ったという状況になっております。

ただ、御質問にもございましたが、全体的に高止まりしている数値という部分もございます。そういう場合はdとなる部分もございます。

以上、考え方について説明させていただきます。

**○吉田義務教育課長** まず、委員からありましたこの数字につきましては、やはり目標に到達していないという点では、私どもの努力が足りないのかなと見ております。

ただ、先ほどの説明にもありましたけれども、基本的には高い数字で推移しております。ですので、教職員がこのことによって自信を失わないように、しっかり研修等さらに工夫をしていきたいと思うんですけれども、もう少し具体的な見方をしていきますと、経験が5年以下の職員が、ここで授業改善を行っていると答えた割合が91.9%と、これよりもまた少し下がります。ですので、若い職員が、例えば自己研さんを積む時間的余裕がないのか、あるいは研修とか、かなり研修しているのに、そこで応えられないのか、そういったところをしっかりと見ていく必要があるかなと。

いずれにしても、しっかり分析をしながら、ここの対策を立てていきたいと考えております。

**○渡辺委員** ちょっと重複があるかもしれませんが、まず、先生たちが頑張っているだろうと信じているので、1ポイントぐらいの違いはいろいろありますけれども、95%弱の先生たちが研さんに取り組めているという状況自体は、それなりに高くやれている状況だと県教育委員会として認識しているというか、a、b、c、dだけで見るととても低い評価のように見えるけれども、それなりにきちんとしたことができてきている結果が、今この評価であると言えるのかどうかということに改めて確認したいのと、もう一点お伺いしたいのが、先ほど吉田課長がおっしゃったように、分析を細かく見れば、若年層の先生たちに課題があるみたいなきてきているとお話でしたので、今後の研修であったりとか、先生方の体制には、そういうところを意識していくという方向に向かおうとしているのか。一部分だけ切り取った話ですけれども、そこだけ確認させていただきたいと思います。

**○吉田義務教育課長** まず、最初の御確認ですが、宮崎県の教職員はしっかり頑張っていると私どもは認識しております。

あと、若い職員向けにつきましては、研修の在り方等も含めて、さらに工夫をしていきたいと考えております。

**○渡辺委員** 分かりました。

**○二見委員** この一次評価のa、b、c、dについての話というのは、なかなか悩ましいところもあるんだろうなと。その基準値の過去の実績があって、将来の目標があって、今現在の数値を出してということで、ある意味機械的に出しているだけの数字であって、これを評価というのかなというのがありますよね。90%以上達成しているようなものを、下がったからcとかdとかというのが本当の評価なのか。50%が45%

に減るのがどうなのかとか、それが60%になったらaだとか。やっぱりそれぞれの、数値だけではなくて、その背景にある環境をしっかり把握、分析していかなければならないんだろうなと思います。

例えば、先ほどの学校の働き方改革の中でも、小中学校は低い評価だけど、高校はaになっているというのは、ただ目標を超えているだけのことであって、実際の中身を見ると、小学校が一番取り組んでいるという内容じゃないですか。小学校は85%あるのに、高校のほうは73%しかない。

だから、やっぱり物事の問題の本質というのをしっかり捉えて、それを改善につなげていくというところ。この一覧だけを見たって、何も分からないんだろうなと。別冊の資料の分析と今後の方策というところで、どれだけ持ち得たデータを基に、どういう改善をやっていくのかというところが大事だと思うので、その一つ一つを本当にしっかり精査して、実効的な対策を打っていただくことが一番大事だろうと。中身的に進んでいるところは、もうそのまま推し進めていこうと。遅れているところは、ここは力を入れていかなないといけななという張りですよね。そういうものをつけていく必要があるんだろうと、ずっとお話を聞いていて、感じたところです。だから、教育委員会としての、このアンケートといいますか、この評価の総括というか、本県の強みや弱みというか、そこ辺の今後の取り組み方について、全体的にどうしようかというのを、何か今持っていらっしゃるのでしょうか。

**○川北教育政策課長** 御指摘の部分でございます。評価というもの、非常に難しいものと考えております。総合政策部のほうで政策評価を行っ

ておりますが、あれは、内部評価と外部評価という形になっております。教育委員会の点検・評価につきましては、教育委員会自体で点検・評価を行って、外部有識者の皆様の意見を伺いながら、こういった形で最終的な結論、二次評価を出してまいります。

重要なのは、御指摘にもありましたとおり、これを反省し、いかに次につなげるかということでございます。

この冊子ができるまでには、やはり外部有識者の方、教育委員会のメンバーの方々、本当にたくさんの御意見を頂いております。そういった一つ一つの御意見——短期的に対応できるもの、中長期的に対応しなければならないもの、そういうものを整理しまして、教育委員会としまして、来年度いかに政策、予算等に生かしていくか、きちんと工夫・改善を含めまして、考えていかなければならないと考えております。

**○二見委員** その中で、一番重点的に改善しなければいけない意見というのは、どちらだと思っ

ていらっしゃるのか。  
**○川北教育政策課長** 今年度におきましては、C評価が出たものがございます。この部分に関しては、きちんと議論をしていかなければならないと思っております。

C評価が出ておりますのが、まず、7番の特別支援教育という部分、そして、14番の文化の振興、15のスポーツの振興という部分でございます。やはりCがついている部分につきましては、教育委員会内部できちんと議論をして、方向性を出さなければならぬと考えております。

そして、今年度につきましては、4月から何度も補正をお願いしておりますけれども、やはりコロナ関係ということで、コロナ感染症対策、そして、GIGAスクールの前倒しということ

もございました。こういう部分にどう対応していくかが、一つの大きな課題であろうと考えております。

そして、先ほどもございましたけれども、学力向上、そしてスポーツの振興、国民スポーツ大会も控えております。そういった部分で、山積する課題がございます。それを教育委員会の皆様を含めまして、きちんと議論をしてまいりたいと考えております。

**○二見委員** 最後につけ加えられた学力なんていうのは、特に施策5としてはBだけれども、学力だけを見ると、全国に比べてd評価になっているというのは、いかんともしがたい実績というか、現状です。前からずっといろいろと意見させていただいていますが、学力向上というのは、将来、自分の人生設計をかなえていくためにも今どうしても必要な部分であるというのは間違いないと。もちろん、ほかの能力というか、感性なり人間性とかも大事だと分かるんですけれども、その力をつけるためにもどうしても今やっていかなければならないところだと思います。そういったところを中心に力を入れて、そこで結果が出ることを期待しておりますので、お願いしたいと思います。

また、文化の振興についても、課題があるんだろうと思います。先日、県立美術館に行かせていただきました。教科書で見ていたナポレオン・ボナパルトの絵、あれは本物なんですよね。

ただ、絵が80点ぐらいあって拝見させていただいたんですけれども、500年前とかそういう歴史のある、価値のある本物の絵が目の前にあるというのはすごいことなんだろうなと思うんですが、残念ながら僕は絵画の素養がないものですから、その絵の価値とか歴史とか、どういうものなのかという基本的な知識がないと楽しめ

ない部分もあるのかなと。最初は、ただ「はあ」と見ているだけなんですけど、だんだん飽きてくるんですね。だから、そういう文化的なものというのは、それなりにかじっていないと分からない部分があったりします。スポーツもそうだと思いますが、手軽にできるものもあれば、ある程度習熟しないと楽しめないものもあったりするように、こういった文化の面についても同じようなことが言えるのかなと。学校教育の中だけでそれが教えられるかどうかといたら、自分がこんな感じですから、なかなか厳しいところもあるんだろうとは思いますが。

宮崎県ならではの美術もあるでしょうし、先ほど日高委員からも指摘があったように、美術品を充実させていくということはやっぱり県の文化力を上げていくということの一つだと思いますから、そういったところもしっかり取り組んでもらえるように、計画を持ってやっていただきたいと願っていますのでよろしくお願いいたします。

**○日高委員** 委員会資料だけを見ていたんですが、この別冊を見て、これはもうさっきの繰り返しで11番の4になるけど、働きやすい環境づくりについて学校で取り組んでいる教職員の割合というのは、小学校、中学校のほうが高く、高校のほうが数字は低いですが、実績からすると低いけど上がっているとか、高いけどちょっと下がっているということになるけど、こういう評価の仕方はないと思いますよ。

これは、総合政策部がこういうやり方をやっているんですか。

**○川北教育政策課長** 御指摘の部分でございます。目標を立てるのは本当に難しいと考えております。

今、御質問にもありました、高校だけ低いと



いうことで、もともとが低いということになりますけれども、目標を立てる場合に、どうしても基準値を参考に立てていかざるを得ない部分がございます。この目標値につきましては、相当努力して達成できるレベルということで私どもは基本的に考えております。目標値を見ますと、小・中のほうが高い、高校のほうが低いのに、なぜ高校だけ a なのかということで疑問に思われる部分もあるかと思えます。

ただ、評価の在り方としましてはやはりこういう形で、本当に悩ましい部分でございますけれども、きちんと基準値、そしてそれに対応する目標値ということで立てていかざるを得ない部分もございます。その辺りにつきましては、先ほど意見もありましたけれども、実際の内容がどうなのかという部分を十分加味して最終結論に至ることが非常に大事だと考えております。

**○日高委員** こういう評価をやられていて、こういう評価をつけないといけない。悩ましいと。大体、こういう評価は誰が決めたんですか。国がやれというから、これが全国基準になっているから、悩ましいけれどやらないといけないのか。それとも、総合政策部がこれを教育委員会に要請していて、出さないといけない。それを教育委員会なりの評価をしているから、こういう評価を冊子として出さないといけないのか。義務教育課長、こういう評価を教員が見たらやる気が出ますか。これだけ見たら、出るわけないですよ。誰が決めてるんですか。誰がやれと、誰が評価をしると言っているんですか。

**○川北教育政策課長** この点検評価自体につきましては、法律に基づいて教育委員会が、進捗管理と説明責任を果たすようにという趣旨から、点検評価を議会に提出し公表するようにということで決定しているものでございます。

**○日高委員** 様式も全部、全国统一ですか。

**○川北教育政策課長** 様式や、評価の考え方ににつきましては総合政策部の施策評価にのっとった考え方をしております。

細かい部分については、教育委員会で工夫をしている部分もございます。教育委員会独自の小・中・高という部分はそこまで細かい数値を総合政策部の施策評価には出ていませんけれども、私どもとして進捗管理をしたいという趣旨から、小・中・高ということで、細かく分けた施策を用いたりしているところでございます。

**○日高委員** ですから、総合政策部が言うから、これをやるというのはおかしいと思うんです。だって、この出している評価と、この別冊を見比べたら、全く違いますよ。違いがあるところだけ見て、d 評価のところはどう考えているんだということ、別冊を見たら逆じゃないですか、よく努力してるということじゃないですか。ちょっと下がってるけど、この評価はちょっと中身が伴わない。

だから、総合政策部はやり方をちょっと変えて、もう少し細かい内容が反映できる資料をつくるような形にしていけないと思えます。

これだったら逆に、数字が低いところが上がったなら、a とか b の判定が出たらほっとするじゃないですか。評価的にこれでよいということになる。だから、これについては総合政策部に従う必要があるのかという話になってきますよね。

**○日隈教育長** 先ほどから説明があつていところですが、基準値については教育委員会で設定しているんですけれども、例えば小学校、中学校、高校というふうやって、現状で小学校の場合88.5%と高い状況ですので、これ以上目標値を高くすることは難しいだろうということ

で5年後の設定を89.0%と現状より少し上げていきたいと思います。それでも0.1%でも下がったらdという評価しかないというのがこの評価制度でございます。また、高校のほうは70.2%、大体70%を75%まで、5.0%上げようと、やっぱりもう少し上げなくてはいけないというふうなことなんです。

ただ、小学校と中学校と高校と実態が違いますので、同じ数値を持っていくことはできないので、一次評価的にはこれはd、d、aというような形になってしまうんですけれども、これを各教育委員の——私も教育長として教育委員ですが——審議で見たときに、結果としては、全体で4段階に分かれているわけですが、Cということではなくて、内容を見たら、これはやっぱりBだということで二次評価のところはBという評価になっているところがございます。

渡辺委員からもございましたけれども、少しややこしいですけど、一次評価はあくまでも数値の評価をそのまま評価するという作業をするということ、二次評価のところでは内容をよく吟味して、本当に達成できているのかどうかを意見交換しながらやっていった評価が施策の11についてはBだろうと。d、d、dと続くんですけども、内容的にはaとcもちよっとありますし、bも含めて、全体としてはやれているんじゃないかと。例えば、89%の目標に対して60%とか70%でもdなんです。ところが、結果としては89%の目標、昨年目標の88.6%に対して85%であれば下回っているんですけど、そんなに大きく下回っていない。dだけど、60%や70%ではないんだからということも斟酌して、評価としてBということで付けました。これはあくまでも教育委員会の我々のスタッフがつけた一

次評価、これは客観的につけるということになっていきますので、それを民間委員であります教育委員がどう見たかということで見たら、例えば今のはBだと。さらに、これを議会に報告して、県民の代表である各委員からの御意見をいただいた上で、それを全ての検証として、私どもも真摯に受けとめてさらなる改善を行っていこうというのがこの制度でございます。

従いまして、いろいろと御意見をいただいていることは真摯に受けとめて、この評価は二次評価まで含めてどうだったのかということをご議論いただきまして、私どもも持ち帰ります。再度検証し、そして改善に努めていきたいと考えております。そういう制度であるということをご理解いただきたいと考えております。

**○日高委員** 教育長、ぜひそういう形でお願いしたいし、また、一般行政もこんな評価をしているんじゃないかと思っているんです。

しかし、評価というのは見る人によっては、通知票と一緒に、dより下がらないから、cとかdとかになると最低じゃないかと。そこが何かかわいそうだなという感じがするものですから、ぜひ分かりやすい評価をお願いいたします。

**○蓬原委員** 常任委員会資料の14、15ページの国体正式競技と中学校の部活動について、前回の委員会でお話ししましたら、9月議会で報告するというのでこの資料が出てきたのだと思います。ちょっと考えないと見づらいんですけども。丸というのは、あるというふうに思うから、実際は丸がなかったりするほうの競技なので、一瞬戸惑ったりするんですが、これをつぶさに見せていただいて、15ページの(2)中学校3年生の出場可能競技だけど、(3)で中学校に部活がありませんということだから、丸が横に2つ重なった競技については対応しないとい

けないということになるということですよ。

そうやって見ていったときに、二重丸が右の(4)にあって、14ページの4のところにありますとおろ、部活動の設置に努めていくということですから、15ページの(4)の二重丸についてはそういうことでやっていただくとしていわけですが、丸が2つ、(2)と(3)のところにあるけれども、部活動をつくるという(4)に二重丸がつかないところというのがあるわけですが——スケートとかは冬季競技なので、宮崎県では困難なのかなと思うんですけど——それが部活をつくるということにならない理由を、まず教えてもらえませんか。(2)が丸、(3)が丸なのに、(4)が二重丸にならない理由について。

**○押川スポーツ振興課長** 常任委員会資料で行きますと、15ページ(1)の2、水泳競技の飛込、それから1段開けまして、アーティスティックスイミングとオープンウォータースイミングとがございます。これにつきましては、現在、水泳等を行っている生徒等を対象に、本大会に出場できるレベルまでの育成は目標としたいということで考えてはおります。ただ、具体的にというところまでまだ行っておりませんので、水泳連盟等と連携しながら、その辺りの普及強化について進めてまいりたいと考えております。

また、(1)の9、体操の一番下のトランポリンにつきましても、いわゆる体操競技の練習の中でトランポリンの活用が図られているような状況もございますので、その体操競技の練習の延長線上として、トランポリン競技につきましても進めてまいりたいと考えております。

なお、本県からも現在、男子生徒1名が九州ブロック大会を突破するような状況もございますので、その辺りはこれからも継続できるので

はないかと考えております。

**○蓬原委員** 一応、スケートについても、ウィンタースポーツだからだろうと話しましたが、答弁として聞いておきましょうか。

**○押川スポーツ振興課長** スケートにつきましては、本県での開催はございませんが、いわゆる天皇杯得点には関係します。そうしますと、出場県参加点というのがございますので、この競技に参加できる選手の発掘・育成につきましては毎年の課題ということで、競技団体へのサポートも含めて支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○蓬原委員** それから、クレー射撃というのがありますよね。これは、出場できないんですが、クレー射撃と似たようなスポーツで、ライフル射撃は出られるけれども部活がない。したがって、部活をつくりますということで、(4)が二重丸になると思うんです。これは私が知らないわけですが、クレー射撃とライフル射撃は似たようなものじゃないのかと思うんですが、これは部活をつくる場所に丸がないのはなぜでしょうか。

**○押川スポーツ振興課長** クレー射撃につきましては、少年の部は実施されませんので、小中学生の強化というよりも、成年競技選手の強化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○蓬原委員** 分かりました。それで、(3)の黒丸、出場できないけれども部活をつくろうというのは、成年のときまで一貫して、中学校、高校、成年で強化して点数を取ろうということだろうと思うんです。例えば自転車、それから、ウエイトリフティング、ボート、ホッケー、銃剣道、なぎなたということでいいんですね。

**○押川スポーツ振興課長** 今、委員がおっしゃ

いましたとおり中学校に部活動がないということは高校生からの強化ということになりますので、ここにつきましては、やはり選手の発掘・育成も含めて未普及競技ということで進めて、一貫指導体制の構築のために普及・強化を図る競技として進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○蓬原委員** いろいろ考えていただいて、この表をつくっていただいているなどというのは評価しながら聞いているわけですが、全ての中学校に部活をつくるというわけにはいかないのです、今出た中・高、そして成年との一貫した訓練、トレーニングということを見ると、一つの案として私どもに届いているのが、未普及競技です。だから、私は自転車競技連盟の会長ですが、今自転車非常に盛んな工業高校があります。今、またこちらの農業高校につくろうとしている。その隣の中学校に部活をつくれれば、一体で中学校と高校、指導者も一緒にできると。未普及競技ですから、その分、指導者も少ないと。特殊な経験、体験を必要とするということですから、高校の隣の近いところに——ボートにしてもそうですね——つくったらどうかと、そういう考えがあるわけですが、その辺りのところは、いろいろと考慮、御検討されているか教えてください。

**○押川スポーツ振興課長** 現在、未普及競技の部活動設置の動きについて、中学校に指導者のいる競技につきましては、各市町村等と連携して、設置に向けて相談、協議をさせていただいているところです。

ただ、中学校に指導者がいない競技につきましては、競技団体等、また各いろんなクラブチーム等で少年種別、いわゆる小学校ぐらいから

チームをつくって、クラブとして活動している競技もございます。そういった競技団体、それからクラブ等と連携しながら、少年段階から中学校、高校生と一貫して指導できるような体制をつくっていくということで、今回は総合型地域スポーツクラブも含めまして、未普及競技の事業として進めているところでございます。

**○蓬原委員** あとは指導者ですよ。未普及競技であるが故に、先ほど申し上げましたが、指導者が少ないということもあります。

ですから、指導者をどうするかということ。例えば、さっき言ったように、今ある部活の近くの高校あるいはその圏域、それをしようとする場合には当然、そこに指導者がうまく配置されないといけないですよ。

聞くとところによると、県立高校か、中学校に、そういう未普及競技をやっていた体験者として入っているんだけど、その学校の都合ではほかの競技の指導をしなければいけない。具体的な名前は挙げませんが、そういう非常に残念なケースがあると聞いています。

だから、僕は、その辺りは人事のこと等も含めてどこにその部活をつくるのがいいのか、例えば手が挙げるとすれば、そこに技術を持った指導者を据えていくことが強化策の一つではないかと思うので、教育長とも目を合わせながら話しているところですけど、ぜひそこはお願いしたいと思うし、また今後、そういう未普及競技の体験をされていた先生、そういう人を採用していく。教育の一環としての部活動なわけですから、そのためだけじゃないですけど、そういうことも必要かなと思います。

それと、あとは現場の先生の熱意です。もう何度かこちらでも話が出ましたが、あれは、大淀中でしたか、赤江中でしたか、サーフィン

部ができた、校長先生の相当な肝煎りでできたんだということで、サーフィンがあるからということで来られた方がいたんですが、石川県からこちらに移ってきた方が、子供たちが非常にうまく泳いだら、あれ、何ですかという話を聞いて、お話もしたので、多分、部活でやっているんだと思います。

あとは先生方の熱意だろうと思いますから、そのところもひとつ国体の開催は1年延びましたけれども、どうか早く各市町村の学校に話をしていただいて、これはもう、我が県の知事の答弁であり、教育長の答弁であり、天皇杯・皇后杯を取るのは至上命令であるということも公言されているわけですから、ぜひ中学校から高校、そして成年と一貫しての競技力向上の体系ができるようお願いをいたしたいと思っています。答弁があれば、決意のほどを。

**○押川スポーツ振興課長** 今、委員がおっしゃったとおり、スポーツ振興課としても精いっぱい取り組ませていただきたいと考えております。

やはり指導者の配置によりまして、その指導者が生きる場所に異動ができるかどうかは大変大きな課題であると考えておりますので、そういった優秀な指導者を計画的に異動ができるように、教職員課等ともしっかりと連携をしながら進めさせていただけたらと考えております。

また、これから国スポ開催に向けまして、選手、それから指導者の確保も必要になってきますので、その辺りも全国的な情報をしっかりと捉えながら、計画的に採用等も進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○日高委員** この報告事項は、以前、蓬原委員から、中学校の部活動設置が必要ではないかということで、十分分かるということで、早速こういう形で上げてきたことに教育委員会に対し

まして感謝申し上げます。

さっき、指導者の話がありましたけれども、実際、外部で優秀な人もいます。その辺をどう生かすかという部分はあると思うんです。現実的に、中学校に全部教員を張りつけるのは至難の業だと思うんです。そうであれば、外部コーチの待遇面も出てくると思うんです。本気で競技力を向上していくんだしたら、それぐらいの覚悟も県サイドには要すると思うんです。そういった外部コーチの制度を、もう一回しっかり作り上げること重要かと思います。だって、1位を狙うし、強化費等で100億円近いお金をかけるというんだから、その辺をしっかりと考えながら仕組みをつくってもらいたいんです。

また、これとは外れるんですけど、野崎漬物株式会社が女子ソフトボール部をつくったというのは非常にいいことなんです。ソフトボール部ができて、ソフトボールを実業団でやってくということだから、これは思い切ったなと。これはいいことだと。地域とか企業とかにこういうのができれば、そこでソフトボールをする、生きがいを持ってやることで、就職にもつながってくる。

その辺の民間、また外部の団体をどう生かすか。教育長が、全県下に顔が広いこともありますから、その辺を生かしながら、民間とのつながり、民間をどう生かすかです。だって、特別スポーツ大会2020でも、民間の人たちがいろいろ動いてくれたおかげであそこまでできたわけですから。だから、その辺が必要だと思うのでしっかりとやってほしいなと思いますが、どうでしょうか。

**○押川スポーツ振興課長** 民間の力をお借りしながらというところにつきましては、やはりアスリート選手の雇用も含めて、現在、専門員を

スポーツ振興課で雇用して、県内企業も訪問させていただきながら、趣旨の理解をしていただくよう努力をしているところであります。

また、そういった流れの中から、一人でも多くの優秀なアスリートを民間で採用していただくことで、民間の活力にしていいただければと考えているところです。

それ以外でも、やはり民間の力を今後どのようにお借りしながら国スポで天皇杯を獲得するかというところについては、しっかりと連携していく必要があると思いますので、今度もいろいろな機会を通してお願いしながら、そして理解を深めながら進めていきたいと思っております。

また、もしかすると、そういう組織もつくらなければいけないと考えておりますので、またその辺りにつきましても、県全体の取組として検討を進めていきたいと考えているところでございます。

**○日高委員** それから、柔道とか個人スポーツがありますよね。あれは、例えばあるA高校に指導者がいないけれども柔道部がありますと。それなりの高校には、柔道部があつてコーチもいます。でも、一緒に合同で練習するとなったら、団体競技同士はできるけど、個人競技はできないらしいんです。教育委員会として規制緩和したらどうでしょうか。

**○押川スポーツ振興課長** 現在、部活動の在り方については、文科省からもいろいろと提言がなされております。そういったことも含めまして、今年度新たに部活動の在り方検討委員会を立ち上げまして、部活動のいわゆる複数での合同練習の在り方や、土日の指導の在り方、そういったところも含めまして総合的に検討してまいりながら、生徒にとっても、それから教職員にとってもやりがいのある、また将来に向けて

しっかりと成長できる部活動にしていきたいと思っております。検討委員会で検討をしっかりとさせていただきたいと思っております。

**○蓬原委員** 日高委員の質問に関連するわけですが、県社会人アスリート等就労支援専門員について、新聞に載せていることですから藤田博俊さんと名前まで出しますが、これは、お一人だけですか。

**○押川スポーツ振興課長** 1名でございます。

**○蓬原委員** 1人でずっと企業回りをするのは大変ではないですか。

**○押川スポーツ振興課長** 藤田氏は、高校教育課で就労支援等をしていただいた実績がありまして、県内の企業を幅広く御存じの方です。ですから、この方を窓口にしなが、本課職員も一緒になって企業等を訪問して、今、行っているところでございます。

**○蓬原委員** そういう経験から数百社いろいろ御存じで、人と接するのが大好きだという。もともとは技術職みたいですが、それはまた、部活動に期待したいと思っておりますので、頑張ってくださいようにお伝えいただくと有り難いと思っております。期待をいたしております。

**○岩切委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** ほかにないようであれば、その他で質疑はございませんか。

**○二見委員** 6月の委員会の際に学校教育計画懇話会の中間まとめの報告があつて、今後の県立高校の在り方についてという話と、また商業高校の学科改編についての話もあつたんですが、この間の新聞にも出ていた普通科高校を普通科、学際融合科、そして地域探求科の3つに改編してはどうかということで文部科学省のほうで動いているみたいなんですけれども、まさ

にこれが予定では、早ければ令和4年の春からスタートさせるみたいなことも一部では報道されていたんですが、県の教育委員会としての対応というのは、今どのような感じになっているんでしょうか。

**○押方高校教育課長** 御指摘の普通科の考え方ですが、本県では県立学校20校に普通科を設置しており、全てが普通科という呼び方をしております。今後はそういう呼び方ではなくて、地域の実態とか学校の成り立ち、もしくは学校の特色に応じて、普通科という名前ではなくて、普通科だけれども例えば地域に根差した学校的な名前とか、文科省が挙げておりますのは、地域探求科とか、あとは学際的な学科の名前にするとか、そういうことが可能であるということを進めてもいいということを進めていいということを文科省は言っております。

本県でも、指定校も含めましていろいろと特色を図っていく中で、その20校の普通科の考え方について、今、議論を進めているところでございます。

**○二見委員** 小規模校とか、そういうものだけではなくて、どういう特色のある学校をその地域に置くべきなのか、要するに学校の配置の問題ですよね。

本県では普通科と実業系の学校数が同じぐらいだけど、全国ではかなり比率が違うという現状があるのも、この宮崎という地域が求めてきた形だと思うんです。

これから未来を担っていく若者たちが、将来、高校でどういうキャリアを積んで、そこから先の自己実現を図っていくかという、ステップアップの途中の部分なんですけど、ここいかんによっては、本当に人生が大きく変わってくるでしょうし、宮崎県の教育環境の中で可能な限り、で

きるだけ幅広い可能性を実現できるような環境を整備するべきだとも思います。

また、それができないのであれば、どこにポイントを絞ってやっていくのか。

この前のスーパーサイエンスハイスクールのこと、このような話が出てくると、もうモデル校とか言っている時期ではないような気がして、国際的に羽ばたける学校をどこに置くのか、地域探求ということと言うんだったらどこに置くのか、特進的な進学校をどうするのかとか、令和4年の春からスタートするというのであれば、この1年、2年で決まっていくことなのかと。

それから先でもいいのかもしれないんですけども、時代に求められている改編というのがあるのであれば、今のこの時期の議論並びに、できる限りの情報収集が必要です。どういったものができるのかとか、いろんなところにアンテナを張るなり、ほかの地域ではどういう考えを持っているのかとか、できる限りの情報収集をした上で、宮崎県独自のいわゆる宮崎県の指針というか、求められていくのは、今度はスクールポリシーというような感覚です。私学でいったら建学の精神というようなものであって、それを公立でありながらも今後は求められる時代が来るんだろうなと思います。

私も、こういうことがあればまたいろいろ調べていきたいと思っていますし、皆様のほうでも調査・研究を進めていただきたいなと思いますので、これは意見ということでよろしく願います。

**○四位財務福利課長** 1つ訂正をさせていただきます。

最初の議案の説明の中で、中野委員からトイレの洋式化が100%になる学校名をということ

で、特別支援学校を6校申し上げましたが、誤りがございましたので、訂正させていただきます。

正しく申し上げますと、都城さくら聴覚支援学校、みやざき中央支援学校、みなみのかぜ支援学校、日南くろしお支援学校、児湯るびなす支援学校、それから、延岡しろやま支援学校とその高千穂校の7校ということでございます。

おわびして訂正申し上げます。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

---

午後3時21分再開

○岩切委員長 委員会を再開します。

採決については委員会日程の最終日ということで、18日に行いたいと思います。18日の開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時22分散会



令和2年9月18日(金曜日)

---

午後1時7分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	岩切達哉
副委員	長	内田理佐
委員		蓬原正三
委員		中野一則
委員		二見康之
委員		日高博之
委員		渡辺創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村正
政策調査課副主幹	前野陽子

---

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本日は、議案等の採決を行いますけれども、採決の前に、賛否も含め御意見をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

---

午後1時9分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、一括して採決いたします。

当委員会に付託されましたのは、議案第1号及び第9号でございます。議案第1号及び第9号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第9号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

---

午後1時9分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、見合せとなっていました県北調査及び閉会中の常任委員会についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

---

午後1時13分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

見合せとなっております県北調査につきましては、12月14日、15日の日程で実施し、調査先及び実施の判断については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、10月26日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただき、開催をさせていただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、皆様から何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時14分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 岩 切 達 哉